

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年 3 月13日
【計算期間】	第13特定期間（第71期から第76期） （自 平成20年 6 月17日 至 平成20年12月15日）
【ファンド名】	ゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンド
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 土岐 大介
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番 1 号 六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】	法務部 山崎 誠吾
【連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番 1 号 六本木ヒルズ森タワー
【電話番号】	03 - 6437 - 6000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、主として「ゴールドマン・サックス・グローバル・アグリゲート（除く日本）マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の国債、政府関係機関債、社債、モーゲージ証券およびアセットバック証券等に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

本ファンドは、追加型投信／海外／債券／自動けいぞく投資可能です。詳しくは下記をご覧ください。

商品分類

■ 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型

(注) 本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。
追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■ 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象イン デックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (債券)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日次 その他 ()	グローバル (日本を除く) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージン グ	ファミリー フリーファン ド ファン ド・オブ・ ファンズ	あり () なし	日経225 TOPIX その他 ()	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート 型絶対収益追求型 その他 ()

(注) 本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。
その他資産（投資信託証券（債券））・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に債券を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。

年12回（毎月）・・・目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を除く）・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を除く）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド・・・目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし・・・目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

※商品分類および属性区分の定義に関しましては、社団法人 投資信託協会のホームページ
(<http://www.toushin.or.jp>)に掲載されておりますので、ご覧ください。

本ファンドおよびマザーファンドを総称して以下「妖精物語」ということがあります。なお、本書において、文脈により別に解すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドが含まれることがあります。

委託会社は、受託銀行（後記「(2)ファンドの仕組み 2. ファンドの関係法人 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 c. 受託会社」に定義します。）と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

<ファンドのポイント>

「海外の好金利」

主として、日本を除く世界各国の債券に分散投資し、高水準の利息等収益の獲得を目指します。

「高格付け」

ポートフォリオの平均格付けは、原則としてダブルA格（ダブルAマイナス格も含みます。）相当以上を維持することを旨とし、信用リスクの低減を図ります。

「為替リスク」

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないため、基準価額は為替相場変動の影響を直接受けます。

「毎月分配」

組入れ債券の利息等収益を中心に、原則として毎月分配を行うことを目指します。

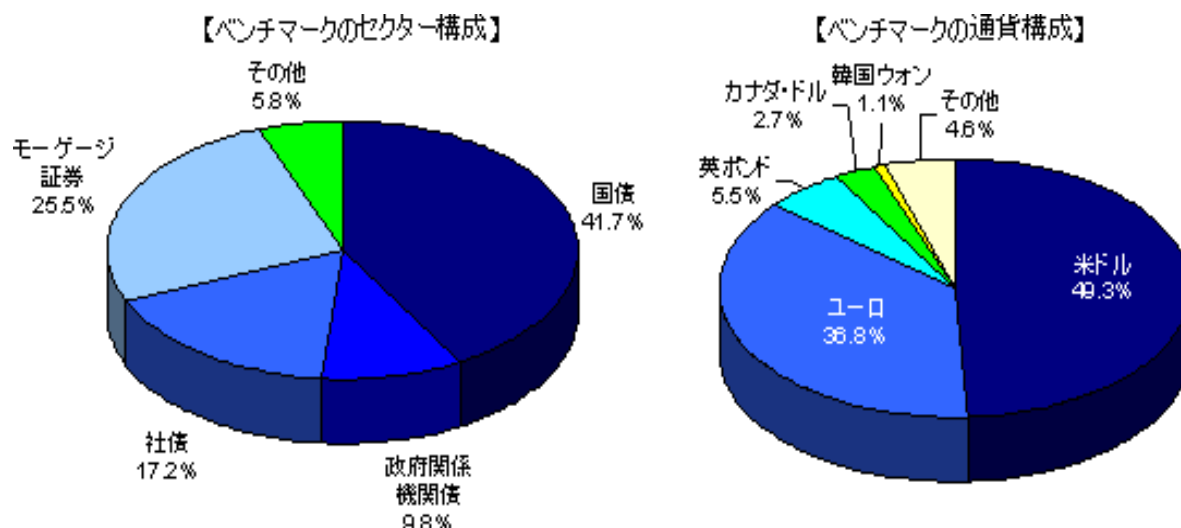
本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

(注) 市況動向や資金動向その他の要因によっては運用方針に従った運用ができない場合があります。

運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

<ファンドの投資対象>

- 本ファンドは、主として、日本を除く世界各国の国債、政府関係機関債、社債、モーゲージ証券およびアセットバック証券等に幅広く分散投資します。
- 本ファンドは、パークレイズ・キャピタル・グローバル・アグリゲート・インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマーク^{*}とし、長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。同インデックスは、世界の投資適格債券市場を広範にカバーする代表的な指数の一つです。



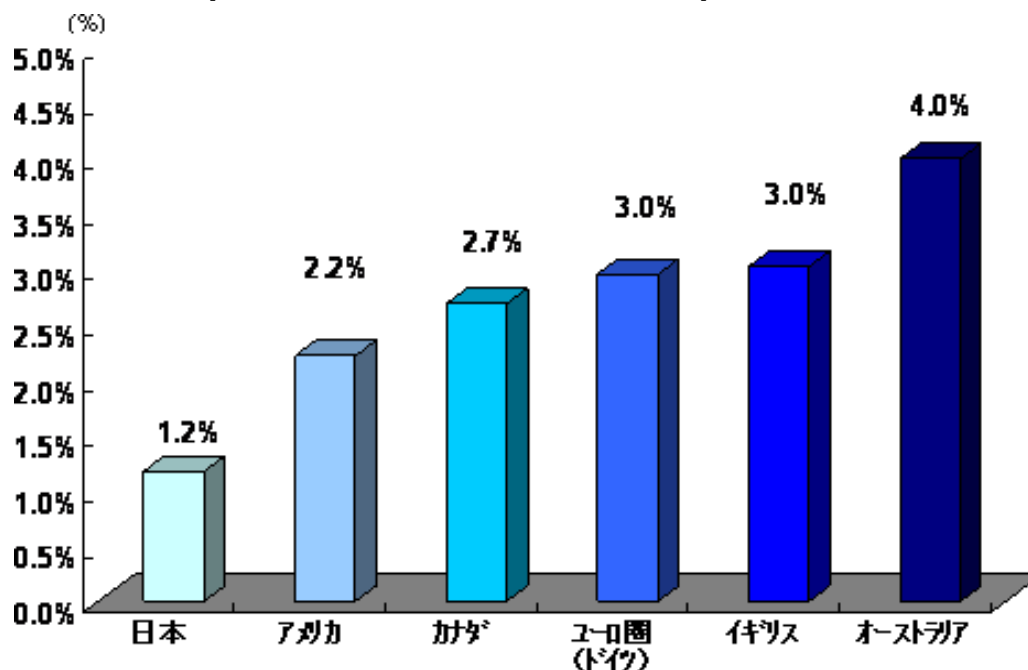
出所：パークレイズ・キャピタル、2008年12月末現在

^{*} ベンチマークとは、運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。

< 外国債券投資の魅力 >

- 海外の債券市場に投資することで、海外の好金利を享受することを目指します。

[10年国債の利回り比較（2008年12月末現在）]

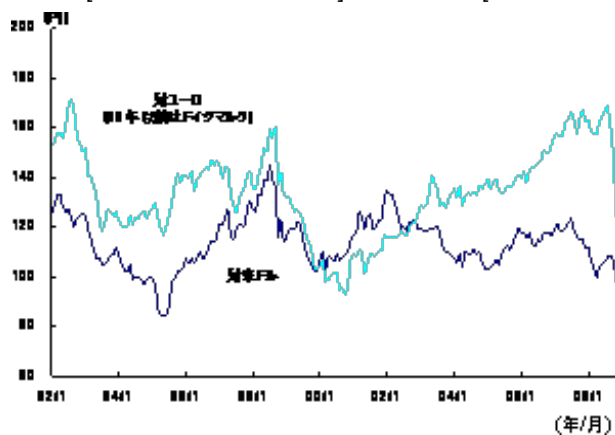


出所：ブルームバーグ

上記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

- また、外貨建資産への投資には為替リスクが伴いますが、複数の通貨を投資対象とすることで、一通貨のみに投資した場合に比べ、通貨分散効果によるリスクの低減、リターンの安定化を追求できます。

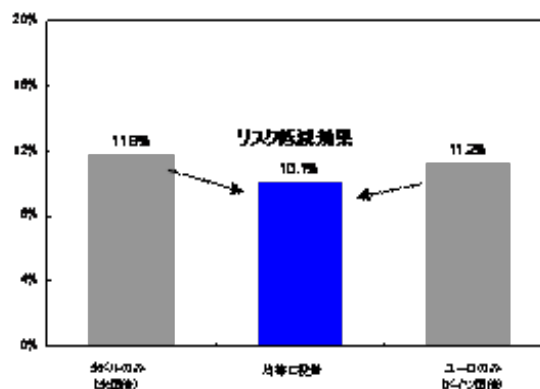
[過去の為替相場の推移]



出所：ブルームバーグ

期間：1992年1月～2008年12月

[通貨分散によるリスク低減効果]



出所：ブルームバーグ、期間：1984年12月～2008年12月

上図は単純に米ドルとユーロに50%ずつ分散投資した例ですが、複数の通貨への分散投資は、1通貨のみに投資した場合と比べ、リスク低減効果が期待できると考えられます。

リスクとして、月次収益率の標準偏差を年率化したものを使用。

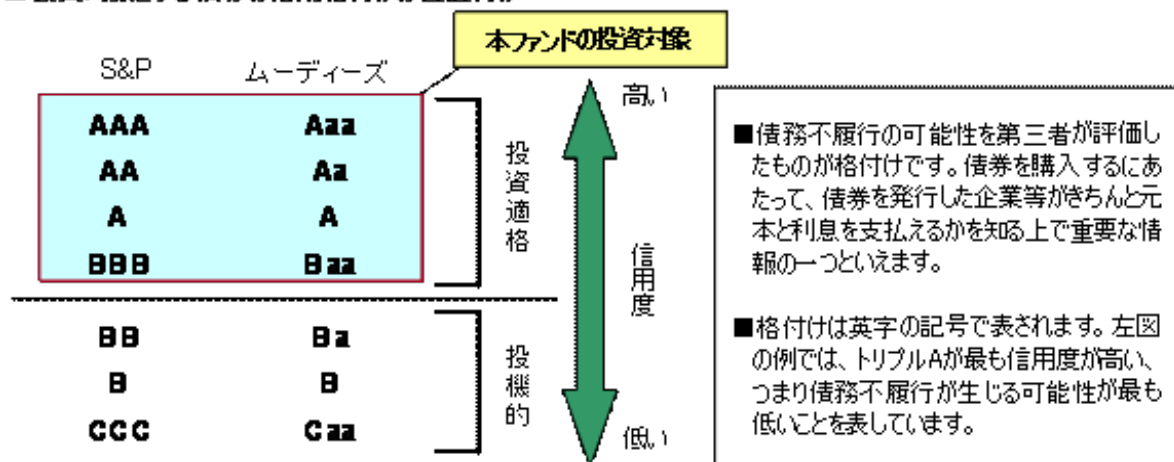
データは米国債（シティグループ米国国債インデックス（円ベース））、ドイツ国債（シティグループドイツ国債インデックス（円ベース））。上記はあくまでインデックスの動きであり、本ファンドの実績ではありません。また、本ファンドのベンチマークでもありません。上記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。インデックスには直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因なども考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なります。上記はあくまで例示をもって理解を深めるためのものであり、本ファンドの運用成果を予測または保証するものではありません。

< 高格付け債券への投資 >

投資対象となる債券の格付けは、組入れ時においてトリプルB格（トリプルB マイナス格も含まれます。）相当以上の銘柄とします。

また、格付けを取得していない債券に関しては、委託会社または投資顧問会社が前記格付け相当以上であると判断した場合には、投資することができるものとします。

■ 投資対象とする債券の信用格付けの位置付け



■ 主な投資対象債券の特徴

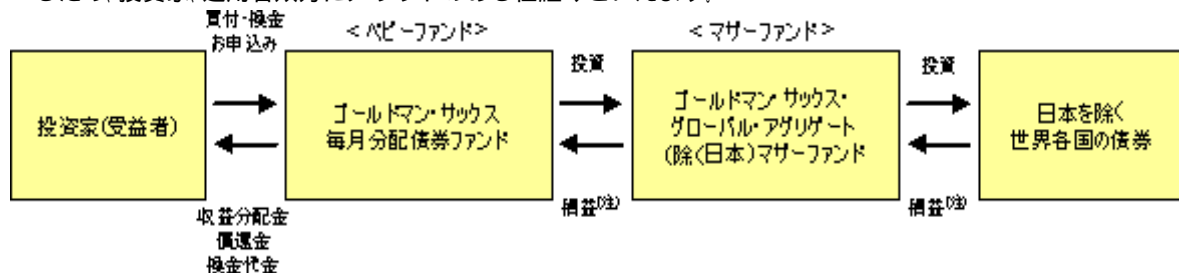
国債 政府関係機関債	- 元利金の支払いが国や政府関係機関によって保証された債券 - 流動性は非常に高く、一般的に信用リスクは他の債券に比べて低い - 利回り面での魅力は、社債等の他のセクターに比べて劣る
社債	- 企業が元利金の支払いを約束した債券 - 米国債を上回る市場規模。高格付け債は高い流動性を有する - 発行体固有の信用リスク要因を有する
モーゲージ証券 (MBS)	- 住宅ローンが主な担保資産 - 市場規模は米国債を上回る - 政府関係機関による保証付きのものは、比較的高い信用力を有する - 住宅ローン借り換え、引越し等に伴う期限前償還がリスク要因
アセットバック証券 (ABS)	- 自動車ローンやカードローン等のローンが主な担保資産 - 大半がトリプルA格と信用力は高い傾向にあるが、流動性はやや劣る - ローンの額が比較的小規模で、期限前返済は比較的少ない - 景気の影響を比較的受けやすい(延滞率の増加等)

なお、上記のほか、短期金融商品等も投資対象に含まれます。また、本ファンドは、有価証券先物取引、スワップ取引等を行うことができます。

（２）【ファンドの仕組み】

１．ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド（本ファンド）とし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。（ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。）商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。



（注）利益はすべて投資家である受益者に帰属します。

２．ファンドの関係法人

委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a．委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいます。）の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンドの関係法人」の図に示すとおりです。ただし、本ファンドおよびマザーファンドにおいては、委託会社は債券および通貨の運用の指図に関する権限をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルに委託します。

なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

b．投資顧問会社

(a) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（以下「GSAMニューヨーク」といいます。）

(b) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（以下「GSAMロンドン」といいます。）

本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）に基づき本ファンドに関し、委託会社より債券および通貨の運用の指図に関する権限の委託を受けて、債券および通貨の投資判断・発注等を行い、委託会社に報告します。

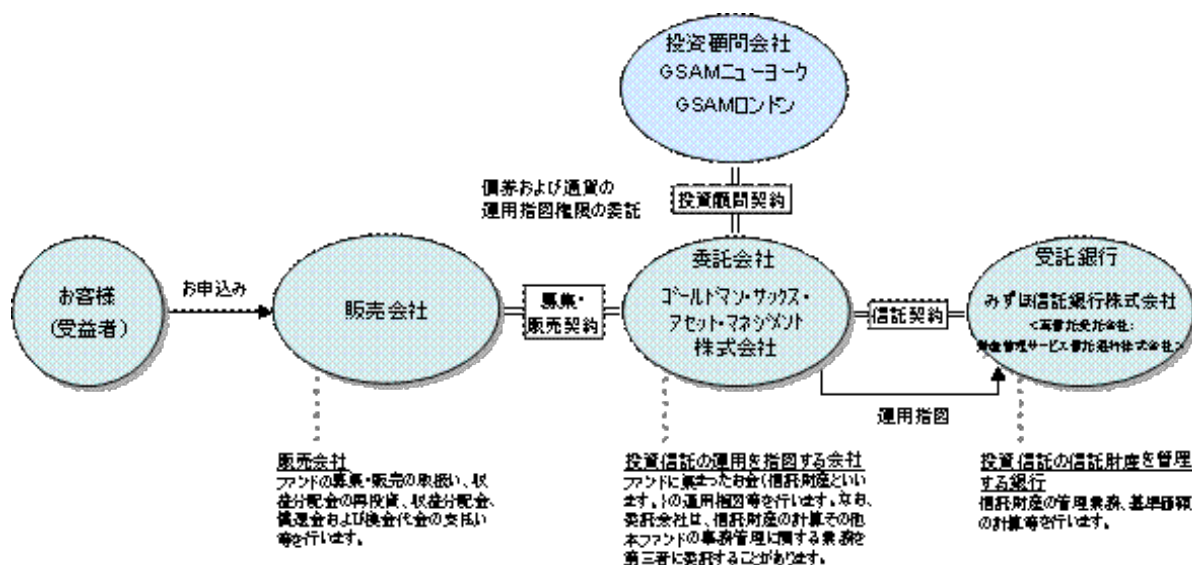
c．受託会社（みずほ信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の管理業務、基準価額の計算等を行います。なお、上記業務の一部につき再信託先である資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

d．販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンドの関係法人



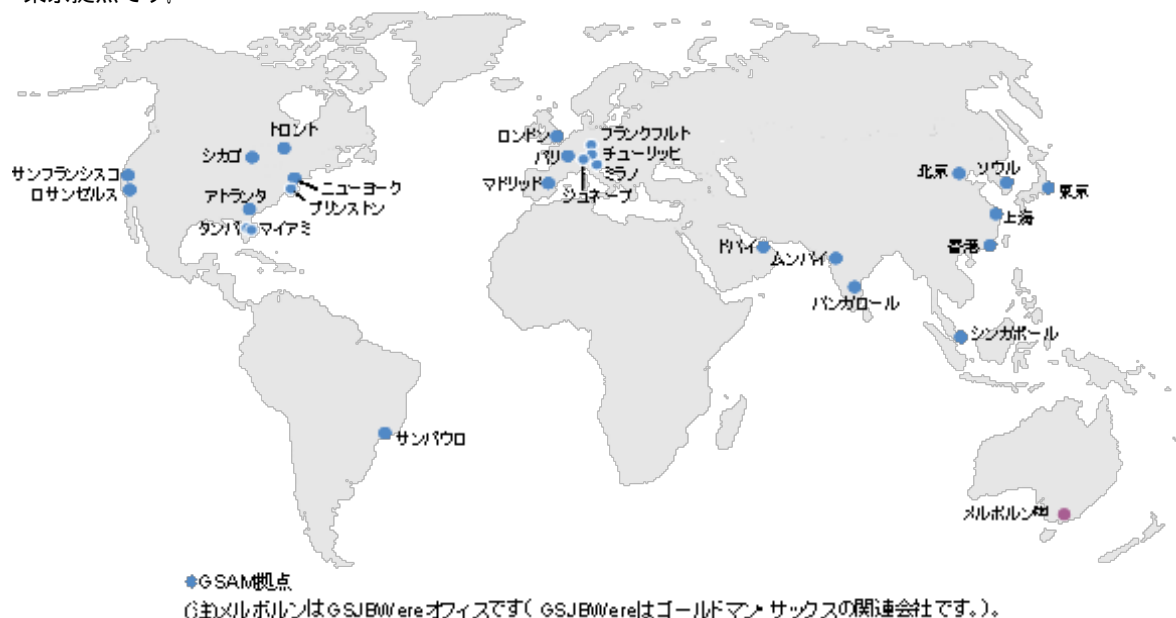
（ご参考）ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（GSAM）とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（GSAM）は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2008年6月末現在、グループ全体で7,732億米ドル（約82.3兆円^{*}）の資産を運用しています。

^{*} 米ドルの円貨換算は便宜上、2008年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝106.42円）により計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。



委託会社等の概況

a．資本金

委託会社の資本金の額は金 4 億9,000万円です（本書提出日現在）。

b．沿革

1996年 2 月 6 日 会社設立

2002年 4 月 1 日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント株式会社に変更

c．大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数 （株）	所有比率 （％）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市 オールド・スリップ32番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市 ブロード・ストリート85番地	64	1

2【投資方針】

（１）【投資方針】

a．基本方針

本ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

b．本ファンドの運用方針

- ・本ファンドは、主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入れ比率を高位に保ちます。ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げることがあります。
- ・バークレイズ・キャピタル・グローバル・アグリゲート・インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、長期的に同指数を上回る投資成果を目指します。
- ・市況動向や資金動向その他の要因によっては運用方針に従った運用ができない場合があります。

c．マザーファンドの運用方針

- ・主として日本を除く世界各国の投資適格債券に幅広く分散投資を行います。外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジを行いません。
- ・バークレイズ・キャピタル・グローバル・アグリゲート・インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、長期的にこれを上回る投資成果を目指します。
- ・ポートフォリオの平均格付けはダブルA格（ダブルAマイナス格も含みます。）相当以上を維持することを目指します。
- ・市況動向や資金動向その他の要因によっては運用方針に従った運用ができない場合があります。

なお、本ファンドおよびマザーファンドでは、運用の効率化を図るため、関連会社に運用の指図にかかる権限を以下の通り委託します。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	本ファンドおよびマザーファンドの債券および通貨の運用（デリバティブ取引等にかかる運用を含みます。）	別に定める取決めに基づく金額が委託会社から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（GSAMロンドン）	英国ロンドン市	同上	同上

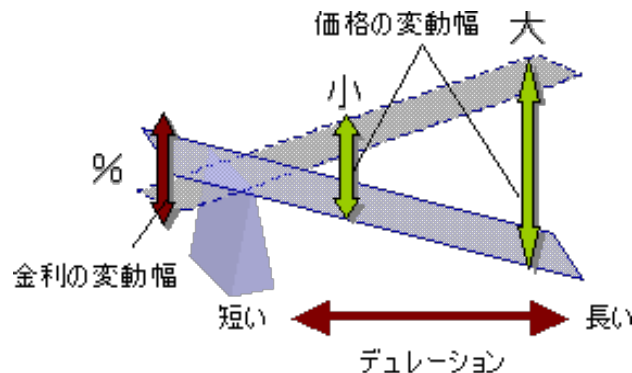
d．運用戦略

ベンチマークの資産配分を基本とし、複数のアクティブ運用戦略を組み合わせることで、リターンの向上を目指します。

1．国別配分／デュレーション調整

債券の価格は、金利が低下した場合に上昇し、逆に金利が上昇した場合に下落します。また、景気や物価動向は、国ごとに様々であることから、金利の動きは国によって異なる場合があります。

本ファンドでは、各国の金利見通しに基づいてポートフォリオのデュレーションを調整します。



上記はあくまで例示をもって理解を深めるための概念図です。

デュレーションとは：

金利変動の幅が等しいと仮定した場合、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、債券価格の変化の度合いも大きくなる傾向があります。デュレーションとは、金利変動に対する債券の価格変動性を表す尺度であり、これが長いほど金利変動に対する価格の変動幅が大きいことを意味します。一般に、満期までの期間が長いほど、その債券のデュレーションも長くなります。

金利の上昇時

金利上昇が予想される市場については、デュレーションを短期化し、金利上昇による債券価格の下落を抑えることにより、ベンチマーク対比でのパフォーマンスの向上が見込めます。

金利の低下時

金利低下が予想される市場については、デュレーションを長期化し、金利低下による債券価格の上昇幅を大きくすることで、ベンチマークに対する超過収益を追求します。

金利の動向とデュレーションによるベンチマークに対するパフォーマンスへの影響（例）

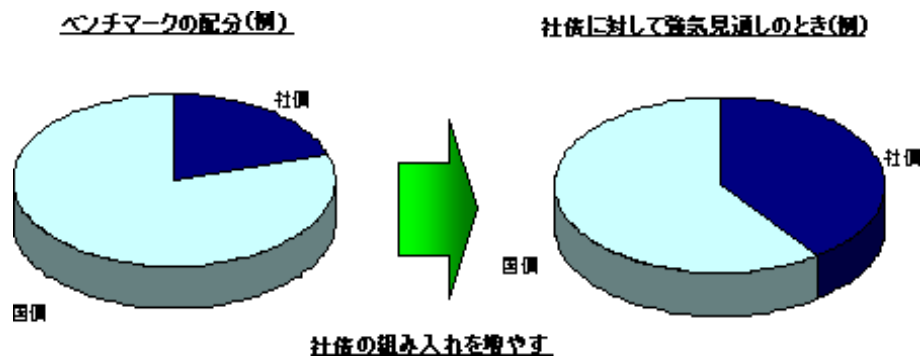
金利の変化	債券価格	デュレーション	パフォーマンス
上昇	下落	短期化	金利上昇による価格の下落を抑えることにより、パフォーマンスは相対的にプラス
		長期化	金利上昇による価格の下落幅が大きくなるため、パフォーマンスは相対的にマイナス
低下	上昇	短期化	金利低下による価格の上昇が抑えられてしまい、パフォーマンスは相対的にマイナス
		長期化	金利低下による価格の上昇幅が大きくなるため、パフォーマンスは相対的にプラス

上記は、金利の動向とデュレーションによるパフォーマンスへの影響につき、例示をもって理解を深める目的で作成した一例です。必ずしもすべての場合に当てはまるとは限りません。

2. セクター配分

債券には、国債、政府関係機関債、社債など様々なセクター（種類）があり、それぞれセクターごとにパフォーマンスは異なります。

例えば、社債市場が国債市場に対し相対的に上昇すると判断した場合には、社債への配分を増やし、国債の組入れを引き下げます。セクター配分では、このような戦略をとることで、ベンチマークに対する超過収益の獲得を目指します。



3. イールドカーブ戦略

金利が変動する場合においては、あらゆる残存期間の金利が常に同一幅で変動することはほとんどなく、通常、その変動幅は残存期間ごとに異なります。その変動幅の違いに着目した運用手法がイールドカーブ戦略です。

イールドカーブとは：

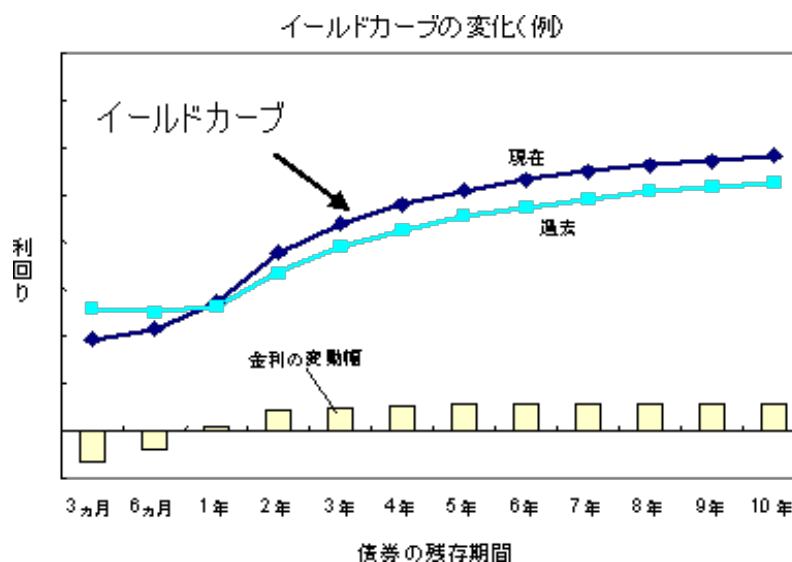
一般に、債券の利回りは、満期までの期間の長さによって異なります。イールドカーブとは、横軸に債券の残存期間、縦軸に利回りをとったグラフに、各残存期間別の利回りをプロットして、結んだ曲線のことをいいます。

下図は、イールドカーブの変化の例を示しています。

ここでは短期債の金利が低下する一方で、中長期債の金利は上昇しています。

この場合、金利が低下した短期債に、より多く投資していれば、超過収益が得られたことになります。

イールドカーブ戦略では、このようにして超過収益の獲得を目指します。



4．個別銘柄選択

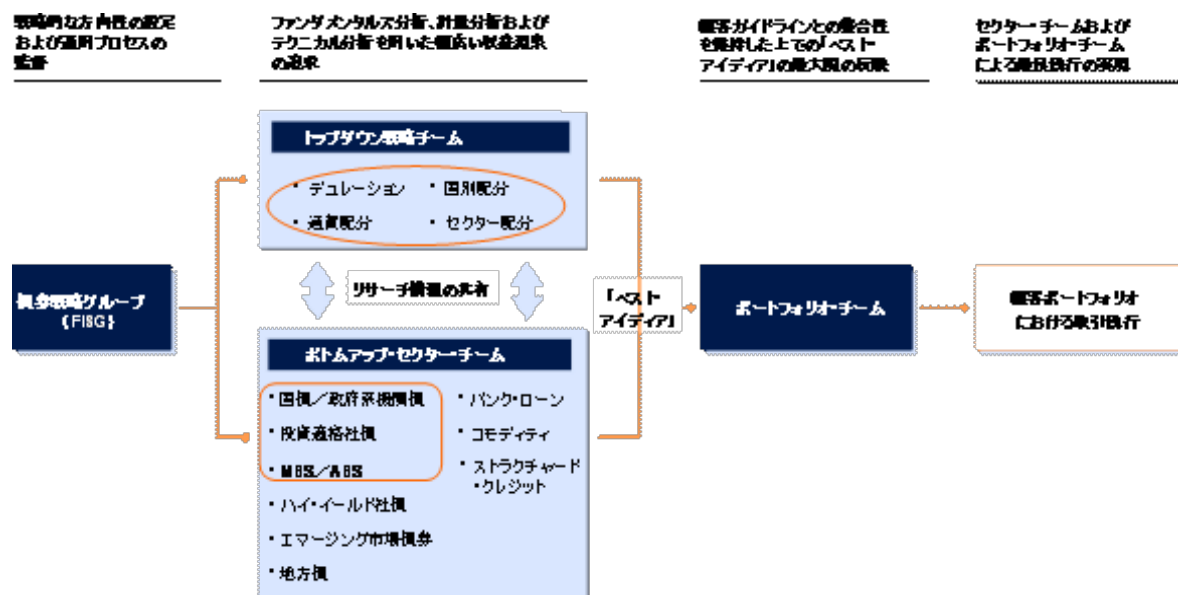
株式指数における各個別銘柄の動きと同様に、債券のセクター内における銘柄ごとのパフォーマンスは異なります。同じセクター内の債券であっても、相対的に良好なパフォーマンスが期待できる銘柄を選別的に組入れることで、更なる付加価値の獲得を目指します。

5．通貨配分

為替相場の見通しに基づいてポートフォリオの通貨配分を調節します。例えば、米ドルに対してユーロが上昇すると予想した場合、ユーロのポジションを引き上げる一方、米ドルのポジションを引き下げることで、ベンチマークに対する超過収益の獲得を目指します。

e．運用プロセス

本ファンドの運用は、以下のプロセスに従って行われます。



（注）本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

（２）【投資対象】

（a）投資の対象とする資産の種類（信託約款第18条の２）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第２条第１項で定めるものをいい、以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款第28条、第29条および第30条に定めるものに限り、)

ハ．金銭債権

ニ．約束手形(金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。)

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（b）投資対象有価証券（信託約款第19条第１項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたG S A MニューヨークおよびG S A Mロンドンを含みます。以下関連する限度において同じ。）は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証券

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．コマーシャル・ペーパー

７．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

８．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

９．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいい、)

10．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいい、)

11．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいい、)

12．外国法人が発行する譲渡性預金証書

13．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

14．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

15．指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、)

16．抵当証券(金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいい、)

なお、１．の証券または証書、８．の証券または証書のうち１．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２．から５．までの証券および８．の証券または証書のうち２．から５．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、９．の証券および10．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

（c）有価証券以外の投資対象（信託約款第19条第２項および第３項）

委託会社は、信託金を、上記(b)の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託(金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記１．ないし６．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（d）その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

１．信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

2. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有さない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、売り付けた有価証券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
3. 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすること。
4. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引（なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。）、わが国の取引所等における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所等における通貨にかかる先物取引およびオプション取引、ならびにわが国の取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすること。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすること。
7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき貸付の指図をすること。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図すること。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、有価証券の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

本書において、「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

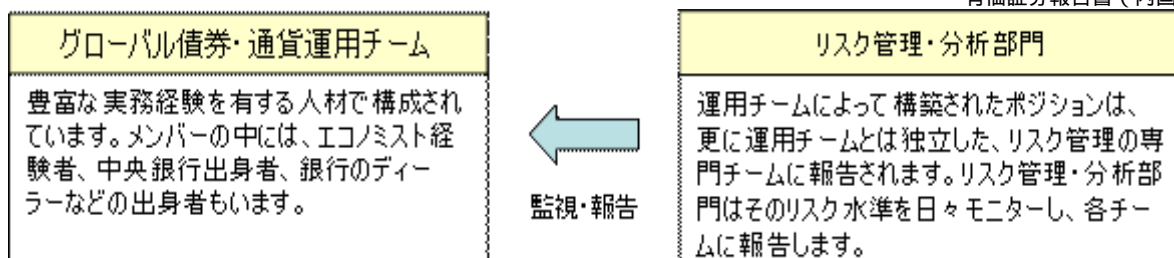
本書において、「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（３）【運用体制】

a. 組織

本ファンドの運用は、GSAMニューヨークおよびGSAMロンドンに属する「グローバル債券・通貨運用チーム」によって行われます。なお、本ファンドの運用においてGSAMニューヨークは主として債券の運用を、GSAMロンドンは主として通貨の運用を担当しております。

また、運用チームとは独立した「リスク管理・分析部門」がファンドのリスク管理を行います。



（注１）本書上、リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注２）上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

b．運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合は、現地法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）。

c．内部管理体制

委託会社は、投資監督委員会を設置しています。投資監督委員会は、委託会社の運用に関する業務において、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から委託者としての責任を遵守するという目的のため、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を行うことができます。

（４）【分配方針】

信託設定日から2002年９月17日（最初の計算期末）より前においては収益分配を行いません。2002年９月17日以降、毎月決算を行い、毎計算期末（毎月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買損益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。

分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

（注１）分配は、組入れ債券から得た利息等収益を主な原資として行いますが、分配水準は、期中の利息等収益や金利動向を勘案し、委託会社が決定します。

（注２）本ファンドは毎月安定的に分配金を支払うことを目指していますので、基準価額が当初元本（1万口＝1万円）を下回っている場合においても、継続的に分配を行うことを予定しています。

（注３）ただし、運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

（注４）一般コースの場合、収益分配金は、原則として決算日から起算して５営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

（注５）自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金は、税金を差引いた後各計算期間終了日の基準価額により無手数料で全額自動的に再投資されます。

（注６）自動けいぞく投資コースの場合で、収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

（５）【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

(a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- １．外貨建資産の組入れについては制限を設けません。
- ２．デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ３．株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合^{*}は、信託財産の５％以下とします。

4. 同一銘柄の債券への実質投資割合^{*}は、取得時において信託財産の5%以下とします。ただし、国債、政府関係機関債（委託会社またはその運用の外部委託先が政府関係機関債券と同等の信用度を有するとみなす債券を含みます。）、および短期金融商品についてはかかる上限は適用されないものとします。
5. 同一銘柄の株式への実質投資割合^{*}は、取得時において信託財産の3%以下とします。
6. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合^{*}は、取得時において信託財産の3%以下とします。
7. 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合^{*}は、信託財産の5%以下とします。
8. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合^{*}は、取得時において信託財産の3%以下とします。

^{*} 「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券につき、本ファンドの信託財産に属する当該有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

(b) 信託約款上のその他の投資制限

1. 投資する株式等の範囲（信託約款第23条）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

2. 信用取引の指図および範囲（信託約款第25条）

信用取引により株券を売り付けることの指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により上記の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

3. 有価証券の空売りの指図および範囲（信託約款第26条）

信託財産において有さない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付にかかる有価証券の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

4. 有価証券の借入れの指図および範囲（信託約款第27条）

有価証券の借入れの指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる有価証券の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

5. 先物取引等の運用指図（信託約款第28条）

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、以下の取引を行うことの指図をすることができます。

- ・わが国の証券取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引
- ・わが国の取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、以下の取引を行うことの指図をすることができます。

- ・わが国の取引所等における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所等における通貨にかかる先物取引お

よび先物オプション取引

6．スワップ取引の運用指図（信託約款第29条）

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。委託会社は、スワップ取引を行うにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

7．金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図（信託約款第30条）

金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

8．有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第32条）

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

9．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第33条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

10．外国為替予約の運用指図（信託約款第34条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

かかる予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。かかる限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価相当額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

11．資金の借入れ（信託約款第42条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが5営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財

産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を網羅しないことにつき、ご留意下さい。

(a) 元本変動リスク

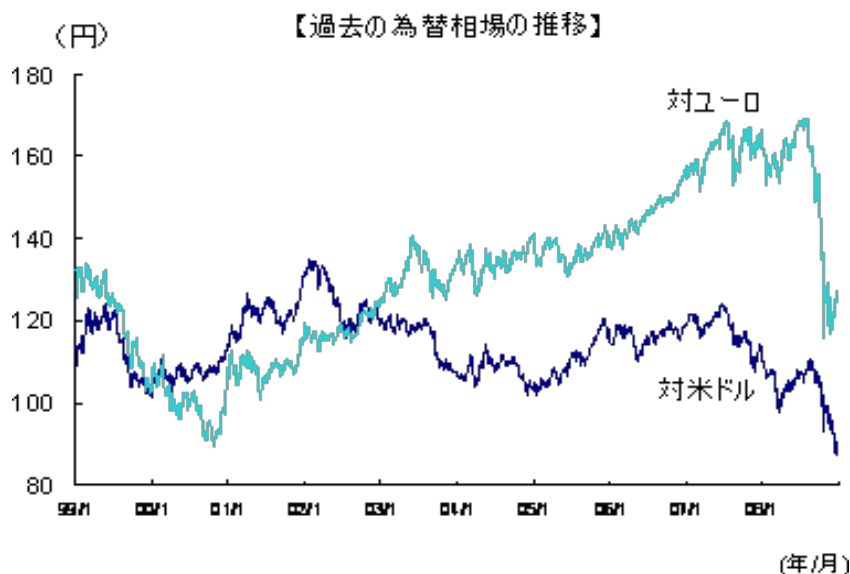
本ファンドへの投資には、資産価値に影響を及ぼす様々なリスクが伴いますので、基準価額の変動により投資元本が減少する可能性があります。したがって、元金は保証されていません。

主なリスクとして以下のものが挙げられます。

1．為替リスク

本ファンドは、外貨建ての債券等を主要な投資対象とし、実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。また、本ファンドはファンド全体の収益の向上を目指す目的で為替予約取引等により多通貨運用を行います。

為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。

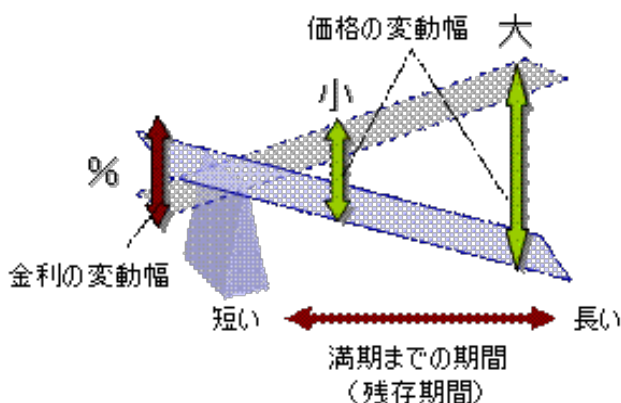


2．債券の価格変動リスク

本ファンドは債券への投資を行います。債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。

金利の変動による債券価格の変化の度合い（リスク）は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。

【金利変動と残存期間の異なる債券の価格変動幅のイメージ】



3．債券の信用リスク

債券への投資に際しては、発行体の債務不履行等の信用リスクを伴います。一般に、債券の信用リスクは、発行体の信用度が低いほど、大きくなる傾向があります。

4．取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスク

5．モーゲージ証券、アセットバック証券等のリスク

モーゲージ証券およびアセットバック証券等への投資に当たっては、上記のリスクに加えて、組入れ債券の期限前償還により当初想定していた期間利回りが得られなくなるリスクや、償還金をより低い利回りで再投資しなければならないリスクがあります。

6．デリバティブ取引のリスク

本ファンドは債券関連のデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、他の運用手法に比べてより大きく価格が変動する可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、ヘッジ目的のみならず、投資収益を上げる目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社や投資顧問会社の見通しと異なった場合に本ファンドが損失を被るリスクを伴います。

7．市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる可能性があります。

(b) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(c) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(d) ベンチマークに関わる留意点

本ファンドは、バークレイズ・キャピタル・グローバル・アグリゲート・インデックス（除く日本、円ベース）を運用上のベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスを目指しますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。また、ベンチマークとするインデックスが下落する局面においては、一般に、本ファンドの基準価額も下落する傾向があります。

(e) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

(f) お買付およびご換金の制限に関わる留意点

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があるときは、お買付けおよびご換金の受付を中止またはすでに受付けたお買付けおよびご換金のお申込みを取消し（ご換金の場合は取消または保留）させていただくことがあります。

この場合、ご換金については、受益者は当該中止または保留以前に行った当日のご換金のお申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金のお申込みを撤回しない場合には、ご換金代金は、当該中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日をご換金のお申込日として計算された価額とします。

(g) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(h) 収益分配方針に関わる留意点

本ファンドは、経費控除後の配当等収益および売買損益（評価損益も含みます。）を分配対象収益とし、毎月の決算時に、基準価額水準、市場動向等を勘案して収益を分配します。基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本（1万口＝1万円）を下回る場合においても分配を行う場合があります。

期中分配は、これをまったく行わなかったと仮定した場合に比べれば、信託期間終了時の基準価額が低くなる可能性が高いといえます。例えば、期中分配を行った後、解約時・償還時に元本割れしたが、仮に期中分配をまったく行わなかったとすれば元本割れしなかったかもしれない、というような事態が生じる可能性もあります。

本ファンドへの投資による運用成果は基準価額の水準によって大きく変動します。したがって、収益の分配は本ファンドの投資成果として一定の利回りを保証するものでも、示唆するものでもありません。

(i) その他の留意点

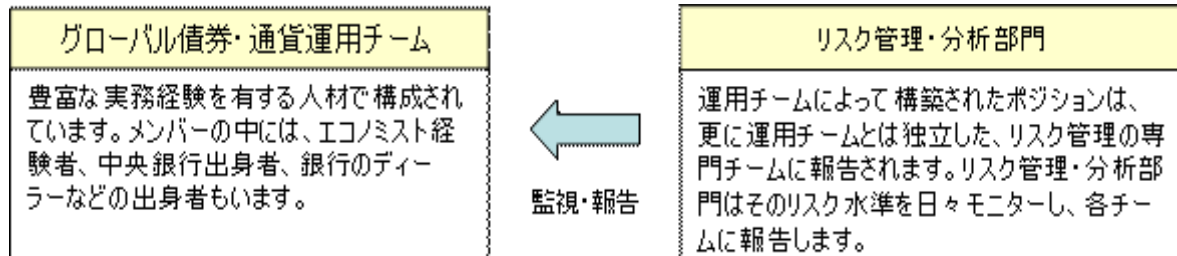
収益分配金、一部解約金、償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お買付代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

本ファンドの運用は、G S A MニューヨークおよびG S A Mロンドンに属する「グローバル債券・通貨運用チーム」によって行われます。なお、本ファンドの運用においてG S A Mニューヨークは主として債券の運用を、G S A Mロンドンは主として通貨の運用を担当しております。

また、運用チームとは独立した「リスク管理・分析部門」がファンドのリスク管理を行います。



(注1) 本書上、リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- (a) 1.575%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率をお申込価額（取得申込日の翌営業日の基準価額）に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。申込手数料は、お申込み時にご負担いただきます。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

- (b) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。

（３）【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.1025%（税込）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分は、以下のとおりです。なお、販売会社の間における配分については、販売会社の取扱いにおける純資産総額に応じて決められます。

委託会社	販売会社	受託銀行
純資産総額に対し 年率0.525%（税込）	純資産総額に対し 年率0.525%（税込）	純資産総額に対し 年率0.0525%（税込）

なお、委託会社の報酬には、本ファンドの投資顧問会社であるG S A MニューヨークおよびG S A Mロンドンへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

（４）【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

- (a) 株式等の売買委託手数料、先物取引またはオプション取引等に要する費用
- (b) 外貨建資産の保管管理
- (c) 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。）

上記(a) から(d) 記載の費用・税金については、その実費を信託財産より間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e) 記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e) 記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

（５）【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。

ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。

個人の受益者の場合^{*1}

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金 × 10% ^{*2}
換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益 × 10% ^{*2}
償還時	所得税および地方税	譲渡益 × 10% ^{*2}

*1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

*2 2009年および2010年の2年間については、一定の金額までは10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。2011年1月1日以降は、金額の多寡にかかわらず、20%（所得税15%、地方税5%）となります。詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

特別分配金は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および売買委託手数料その他信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

< 個別元本について >

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の< 収益分配金の課税について >をご覧ください。）

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っていた場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税（配当控除の適用なし）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

ただし、特例措置として、2010年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、2009年1月1日から2010年12月31日までの間において、年間に受け取る上場株式等の配当等（上場株式（上場ETF、上場REITを含みます。以下同じ。）の配当金および公募株式投資信託の普通分配金など）の合計額が100万円を超える場合（同一の支払者からの年間の支払総額が1万円以下のものは除きます。）、確定申告が必要となります。この場合、100万円以下の部分の税率は10%（所得税7%、地方税3%）ですが、100万円を超える部分の税率は20%（所得

税15%、地方税5%）となります。

収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合（申告分離課税を選択した場合に限ります。）、上場株式等の譲渡による損失（公募株式投資信託の買取差損・解約（償還）差損を含みます。）との損益通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。ただし、2009年4月1日以降は、同税率は15%（所得税15%）となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、益金不算入制度は適用されません。

< 換金時および償還時の課税について >

個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

ただし、特例措置として、2010年12月31日までの間は10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

なお、2009年1月1日から2010年12月31日までの間においては、年間に発生する買取差損益および解約（償還）差損益を含めた上場株式等の譲渡益の合計額が500万円を超える場合には、確定申告が必要となります。この場合、500万円以下の部分の税率は10%（所得税7%、地方税3%）ですが、500万円を超える部分の税率は20%（所得税15%、地方税5%）となります。

また、買取差損益および解約（償還）差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の配当等（申告分離課税を選択した場合に限ります。）との損益通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。ただし、2009年4月1日以降は、同税率は15%（所得税15%）となります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2008年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	-	209,307,889,247	100.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	94,254,516	0.05
合計(純資産総額)	-	209,213,634,731	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

< ゴールドマン・サックス・グローバル・アグリゲート（除く日本）マザーファンド >

(2008年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	15,968,318,030	7.06
	カナダ	5,846,666,142	2.58
	ドイツ	5,307,915,156	2.35
	イタリア	6,321,268,091	2.79
	フランス	16,468,077,697	7.29
	イギリス	6,136,005,448	2.71
	オランダ	1,628,511,090	0.72
	スペイン	643,061,722	0.28
	ベルギー	3,342,408,463	1.48
	スウェーデン	618,026,224	0.27
	オーストリア	2,097,348,853	0.93
	デンマーク	949,185,387	0.42
	ギリシャ	1,063,063,631	0.47
	ポーランド	925,002,374	0.41

	小計	67,314,858,308	29.76
地方債証券	アメリカ	139,169,130	0.06
	カナダ	832,240,264	0.37
	小計	971,409,394	0.43
特殊債券	日本	799,762,271	0.35
	アメリカ	56,591,530,271	25.01
	ドイツ	8,973,623,757	3.97
	イタリア	529,824,458	0.23
	オランダ	1,866,722,642	0.83
	ノルウェー	195,559	0.00

（2008年12月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
	デンマーク	795,706,464	0.35
	カザフスタン	410,727,360	0.18
	国際機関	3,020,716,401	1.34
	小計	72,988,809,183	32.26
社債券	日本	690,746,073	0.31
	アメリカ	36,620,532,140	16.16
	カナダ	156,180,202	0.07
	ドイツ	1,019,597,628	0.45
	イタリア	2,005,563,969	0.89
	フランス	4,562,139,987	2.02
	オーストラリア	1,965,395,673	0.87
	イギリス	9,498,016,371	4.20
	スイス	924,836,179	0.41
	バミューダ	681,497,595	0.30
	オランダ	2,559,420,890	1.13
	スペイン	3,251,332,130	1.44
	ノルウェー	1,583,357,759	0.70
	ルクセンブルク	6,499,151,679	2.87
	フィンランド	66,489,179	0.03
	アイルランド	1,469,808,161	0.65
	ケイマン	511,924,312	0.23
	カタール	266,633,032	0.12
	チャネル諸島	216,339,635	0.10

	ジャージー	129,102,535	0.06
	小計	74,678,065,129	33.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	10,267,796,864	4.54
合計(純資産総額)	-	226,220,938,878	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（２００８年１２月３０日現在）

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資 信託受 益証券	ゴールドマン・サックス ・グローバル・アグリ ゲート（除く日本）マ ザーファンド	180,360,094,138	1.1163	201,336,706,826	1.1605	209,307,889,247	100.05

種類別及び業種別投資比率（２００８年１２月３０日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.05
合計	100.05

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

（２００８年１２月３０日現在）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

（２００８年１２月３０日現在）

該当事項はありません。

参考情報

<ゴールドマン・サックス・グローバル・アグリゲート（除く日本）マザーファンド>

投資有価証券の主要銘柄

（2008年12月30日現在）

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 6.5%	90,850,000	13,379.49	12,155,273,569	13,986.02	12,706,306,438	6.5	2011/4/25	5.62
2	アメリカ	特殊債券	FGLMC G04792	84,840,483.27	9,344.22	7,927,689,465	9,452.89	8,019,883,126	6.5	2038/10/1	3.55
3	アメリカ	特殊債券	FGLMC G04581	64,814,188.34	9,351.51	6,061,106,535	9,453.80	6,127,408,184	6.5	2038/8/1	2.71
4	イギリス	国債証券	UK TREASURY 4.5%	24,610,000	12,809.92	3,152,521,582	14,840.76	3,652,311,589	4.5	2042/12/7	1.61
5	ベルギー	国債証券	BELGIAN 0303 4.25%	24,950,000	12,391.64	3,091,715,776	13,396.42	3,342,408,463	4.25	2014/9/28	1.48
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.375%	25,720,000	8,921.85	2,294,699,897	12,343.10	3,174,646,249	4.375	2038/2/15	1.40
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 7.5%	20,420,000	11,870.87	2,424,032,958	14,894.78	3,041,514,841	7.5	2024/11/15	1.34
8	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 4.25%	19,300,000	12,257.28	2,365,656,661	13,704.51	2,644,971,588	4.25	2017/10/25	1.17
9	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 5.5%	15,000,000	13,782.57	2,067,385,740	15,933.57	2,390,036,880	5.5	2031/1/4	1.06
10	イタリア	国債証券	BTPS 4.5%	17,820,000	12,194.58	2,173,075,581	13,064.71	2,328,132,391	4.5	2018/2/1	1.03
11	オーストリア	国債証券	REP OF AUSTRIA 4%	15,730,000	12,073.02	1,899,086,989	13,333.43	2,097,348,853	4	2016/9/15	0.93
12	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 4.5%	24,300,000	7,837.85	1,904,599,612	8,576.79	2,084,162,087	4.5	2015/6/1	0.92
13	アメリカ	特殊債券	FNR 2008-56 FD	22,950,234.96	8,601.42	1,974,047,178	9,014.12	2,068,763,419	1.41125	2048/7/25	0.91
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 8.125%	14,350,000	11,900.75	1,707,757,973	13,651.65	1,959,013,190	8.125	2019/8/15	0.87

15	イタリア	国債証券	BTPS 5%	14,810,000	12,245.77	1,813,598,833	12,753.77	1,888,833,810	5	2034/8/1	0.83
16	オランダ	特殊債券	BK NED GEMEENTEN 4%	14,310,000	12,319.98	1,762,990,397	13,044.88	1,866,722,642	4	2012/2/15	0.83
17	ルクセンブルク	社債券	EUROHYPO SA LUX 4.25%	21,300,000	9,189.35	1,957,331,775	8,763.33	1,866,591,369	4.25	2010/5/13	0.83
18	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 4.25%	13,040,000	12,287.99	1,602,355,043	13,386.89	1,745,650,936	4.25	2014/10/15	0.77
19	イギリス	国債証券	UK TREASURY 5%	11,300,000	12,965.48	1,465,099,296	14,656.59	1,656,195,318	5	2014/9/7	0.73
20	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 5.75%	16,700,000	9,032.24	1,508,384,917	9,904.30	1,654,018,625	5.75	2029/6/1	0.73
21	フランス	社債券	DEXIA MUNI AGENCY 3.875%	12,900,000	11,979.69	1,545,380,264	12,742.70	1,643,808,901	3.875	2014/3/12	0.73
22	ルクセンブルク	社債券	EUROHYPO SA LUX 4.625%	17,700,000	9,259.90	1,639,003,788	8,935.80	1,581,637,520	4.625	2010/9/30	0.70
23	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVT 4.5%	11,050,000	12,491.45	1,380,305,799	13,835.03	1,528,771,389	4.5	2017/7/15	0.68
24	ノルウェー	社債券	EKSPORTFINANS 6%	10,950,000	13,030.76	1,426,868,517	13,656.86	1,495,426,491	6	2010/9/6	0.66
25	ドイツ	特殊債券	KFW 4.375%	11,044,000	12,177.31	1,344,862,491	13,370.54	1,476,642,481	4.375	2018/7/4	0.65
26	アメリカ	特殊債券	FNS 357 1	17,820,367.27	6,600.58	1,176,248,541	8,266.68	1,473,153,075	0	2035/3/1	0.65
27	アメリカ	国債証券	WI TREASURY BILL 0%	16,000,000	9,021.35	1,443,417,524	9,021.35	1,443,417,524	-	2009/11/19	0.64
28	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4.25%	9,910,000	11,554.78	1,145,079,490	14,561.84	1,443,079,136	4.25	2039/7/4	0.64
29	アメリカ	国債証券	TSY INFL IX N/B 1.75%	16,210,000	8,611.56	1,395,935,038	8,847.97	1,434,256,784	1.75	2028/1/15	0.63
30	ドイツ	特殊債券	KFW 5.125%	13,660,000	9,420.76	1,286,876,843	10,484.28	1,432,152,663	5.125	2016/3/14	0.63

種類別及び業種別投資比率（2008年12月30日現在）

種類	投資比率（％）
国債証券	29.76
地方債証券	0.43
特殊債券	32.26
社債券	33.01
合計	95.46

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

（2008年12月30日現在）

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

有価証券先物取引等

（2008年12月30日現在）

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 ／ 売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額金額	評価額金額 （円）	投資 比率 （％）
債券先物 取引	アメリカ	シカゴ商品取引 所	CBT 10Y 0903	買建	1,005	米ドル	117,868,071.11	128,388,750	11,687,227,912	5.17
	アメリカ	シカゴ商品取引 所	CBT 2Y 0903	売建	212	米ドル	45,864,322.42	46,202,750	4,205,836,332	1.86
	アメリカ	シカゴ商品取引 所	CBT 20Y 0903	売建	1,446	米ドル	186,055,090.86	203,727,850.98	18,545,346,275	8.20
	アメリカ	シカゴ商品取引 所	CBT 5Y 0903	買建	1,434	米ドル	165,305,146.62	171,766,312.5	15,635,887,426	6.91
	ドイツ	ユーレックス・ ドイツ金融先物 取引所	BOBL 0903	買建	902	ユーロ	104,283,724	105,146,140	13,454,500,074	5.95
	ドイツ	ユーレックス・ ドイツ金融先物 取引所	BUND10Y 0903	売建	11	ユーロ	1,366,448	1,378,850	176,437,646	0.08
	ドイツ	ユーレックス・ ドイツ金融先物 取引所	SCHATZ 0903	買建	1,232	ユーロ	131,951,759	132,526,240	16,958,057,671	7.50

	イギリス	ロンドン国際金 融先物オプション取引所	GILT 0903	買建	232	英ポンド	26,920,686	28,468,720	3,753,031,357	1.66
--	------	------------------------	-----------	----	-----	------	------------	------------	---------------	------

- （注１） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。
- （注２） 評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。２つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2008年12月30日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 （百万円） （分配落）	純資産総額 （百万円） （分配付）	１口当たり純 資産額（円） （分配落）	１口当たり純 資産額（円） （分配付）
第１期	(2002年９月17日)	15,694	15,747	1.0425	1.0460
第２期	(2002年10月15日)	19,391	19,455	1.0630	1.0665
第３期	(2002年11月15日)	22,452	22,528	1.0395	1.0430
第４期	(2002年12月16日)	27,504	27,596	1.0494	1.0529
第５期	(2003年１月15日)	31,348	31,453	1.0436	1.0471
第６期	(2003年２月17日)	36,659	36,778	1.0814	1.0849
第７期	(2003年３月17日)	39,829	39,961	1.0597	1.0632
第８期	(2003年４月15日)	44,863	45,009	1.0722	1.0757
第９期	(2003年５月15日)	49,828	49,988	1.0903	1.0938
第10期	(2003年６月16日)	55,044	55,213	1.1400	1.1435
第11期	(2003年７月15日)	74,519	74,757	1.0936	1.0971
第12期	(2003年８月15日)	87,501	87,787	1.0712	1.0747
第13期	(2003年９月16日)	98,862	99,185	1.0713	1.0748
第14期	(2003年10月15日)	103,521	103,879	1.0125	1.0160
第15期	(2003年11月17日)	113,193	113,582	1.0186	1.0221
第16期	(2003年12月15日)	123,070	123,489	1.0274	1.0309
第17期	(2004年１月15日)	133,095	133,542	1.0400	1.0435
第18期	(2004年２月16日)	142,493	142,974	1.0368	1.0403
第19期	(2004年３月15日)	154,191	154,693	1.0746	1.0781
第20期	(2004年４月15日)	158,152	158,692	1.0248	1.0283

第21期	(2004年 5 月17日)	171,601	172,170	1.0549	1.0584
第22期	(2004年 6 月15日)	175,185	175,780	1.0299	1.0334
第23期	(2004年 7 月15日)	186,774	187,403	1.0378	1.0413
第24期	(2004年 8 月16日)	197,215	197,869	1.0557	1.0592
第25期	(2004年 9 月15日)	200,104	200,776	1.0420	1.0455
第26期	(2004年10月15日)	204,176	204,855	1.0519	1.0554
第27期	(2004年11月15日)	204,706	205,398	1.0356	1.0391
第28期	(2004年12月15日)	214,416	215,130	1.0499	1.0534
第29期	(2005年 1 月17日)	211,752	212,484	1.0131	1.0166
第30期	(2005年 2 月15日)	227,275	228,038	1.0420	1.0455

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純 資産額(円) (分配落)	1口当たり純 資産額(円) (分配付)
第31期	(2005年3月15日)	234,005	234,795	1.0367	1.0402
第32期	(2005年4月15日)	250,445	251,277	1.0538	1.0573
第33期	(2005年5月16日)	256,146	257,004	1.0442	1.0477
第34期	(2005年6月15日)	264,624	265,509	1.0461	1.0496
第35期	(2005年7月15日)	274,865	275,765	1.0691	1.0726
第36期	(2005年8月15日)	272,512	273,416	1.0546	1.0581
第37期	(2005年9月15日)	280,192	281,113	1.0645	1.0680
第38期	(2005年10月17日)	288,432	289,371	1.0757	1.0792
第39期	(2005年11月15日)	292,301	293,235	1.0945	1.0980
第40期	(2005年12月15日)	290,506	291,559	1.1031	1.1071
第41期	(2006年1月16日)	285,665	286,724	1.0787	1.0827
第42期	(2006年2月15日)	290,373	291,439	1.0900	1.0940
第43期	(2006年3月15日)	290,620	291,690	1.0870	1.0910
第44期	(2006年4月17日)	291,909	292,989	1.0805	1.0845
第45期	(2006年5月15日)	280,085	281,171	1.0317	1.0357
第46期	(2006年6月15日)	291,852	292,946	1.0668	1.0708
第47期	(2006年7月18日)	297,288	298,394	1.0754	1.0794
第48期	(2006年8月15日)	300,956	302,070	1.0807	1.0847
第49期	(2006年9月15日)	306,297	307,412	1.0993	1.1033
第50期	(2006年10月16日)	308,124	309,238	1.1057	1.1097
第51期	(2006年11月15日)	308,882	309,996	1.1083	1.1123
第52期	(2006年12月15日)	313,575	314,691	1.1238	1.1278

第53期	(2007年 1 月15日)	312,899	314,013	1.1232	1.1272
第54期	(2007年 2 月15日)	311,578	312,679	1.1318	1.1358
第55期	(2007年 3 月15日)	304,673	305,770	1.1113	1.1153
第56期	(2007年 4 月16日)	309,974	311,069	1.1324	1.1364
第57期	(2007年 5 月15日)	312,300	313,527	1.1457	1.1502
第58期	(2007年 6 月15日)	310,437	311,663	1.1392	1.1437
第59期	(2007年 7 月17日)	312,936	314,156	1.1539	1.1584
第60期	(2007年 8 月15日)	298,282	299,494	1.1076	1.1121
第61期	(2007年 9 月18日)	298,544	299,756	1.1084	1.1129
第62期	(2007年10月15日)	306,609	307,821	1.1386	1.1431

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純 資産額(円) (分配落)	1口当たり純 資産額(円) (分配付)
第63期	(2007年11月15日)	297,671	298,881	1.1066	1.1111
第64期	(2007年12月17日)	297,121	298,322	1.1132	1.1177
第65期	(2008年 1 月15日)	292,310	293,512	1.0940	1.0985
第66期	(2008年 2 月15日)	288,100	289,298	1.0823	1.0868
第67期	(2008年 3 月17日)	266,131	267,326	1.0022	1.0067
第68期	(2008年 4 月15日)	273,603	274,798	1.0304	1.0349
第69期	(2008年 5 月15日)	278,746	279,942	1.0489	1.0534
第70期	(2008年 6 月16日)	279,075	280,276	1.0463	1.0508
第71期	(2008年 7 月15日)	279,492	280,692	1.0477	1.0522
第72期	(2008年 8 月15日)	276,824	278,020	1.0414	1.0459
第73期	(2008年 9 月16日)	258,504	259,698	0.9744	0.9789
第74期	(2008年10月15日)	229,713	230,883	0.8831	0.8876
第75期	(2008年11月17日)	207,691	208,854	0.8032	0.8077
第76期	(2008年12月15日)	202,029	203,187	0.7850	0.7895
	2007年12月末日	302,022	-	1.1307	-
	2008年 1 月末日	287,697	-	1.0794	-
	2008年 2 月末日	283,327	-	1.0652	-
	2008年 3 月末日	270,230	-	1.0183	-
	2008年 4 月末日	277,554	-	1.0453	-
	2008年 5 月末日	278,135	-	1.0456	-
	2008年 6 月末日	280,067	-	1.0499	-
	2008年 7 月末日	278,929	-	1.0479	-

2008年 8 月末日	275,384	-	1.0375	-
2008年 9 月末日	251,061	-	0.9536	-
2008年10月末日	214,661	-	0.8304	-
2008年11月末日	209,595	-	0.8118	-
2008年12月末日	209,213	-	0.8157	-

（注） 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	自 2002年6月28日 至 2002年9月17日	0.0035
第2期	自 2002年9月18日 至 2002年10月15日	0.0035
第3期	自 2002年10月16日 至 2002年11月15日	0.0035
第4期	自 2002年11月16日 至 2002年12月16日	0.0035
第5期	自 2002年12月17日 至 2003年1月15日	0.0035
第6期	自 2003年1月16日 至 2003年2月17日	0.0035
第7期	自 2003年2月18日 至 2003年3月17日	0.0035
第8期	自 2003年3月18日 至 2003年4月15日	0.0035
第9期	自 2003年4月16日 至 2003年5月15日	0.0035
第10期	自 2003年5月16日 至 2003年6月16日	0.0035
第11期	自 2003年6月17日 至 2003年7月15日	0.0035
第12期	自 2003年7月16日 至 2003年8月15日	0.0035
第13期	自 2003年8月16日 至 2003年9月16日	0.0035
第14期	自 2003年9月17日 至 2003年10月15日	0.0035
第15期	自 2003年10月16日 至 2003年11月17日	0.0035

第16期	自 2003年11月18日 至 2003年12月15日	0.0035
第17期	自 2003年12月16日 至 2004年 1 月15日	0.0035
第18期	自 2004年 1 月16日 至 2004年 2 月16日	0.0035
第19期	自 2004年 2 月17日 至 2004年 3 月15日	0.0035
第20期	自 2004年 3 月16日 至 2004年 4 月15日	0.0035
第21期	自 2004年 4 月16日 至 2004年 5 月17日	0.0035
第22期	自 2004年 5 月18日 至 2004年 6 月15日	0.0035

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第23期	自 2004年 6 月16日 至 2004年 7 月15日	0.0035
第24期	自 2004年 7 月16日 至 2004年 8 月16日	0.0035
第25期	自 2004年 8 月17日 至 2004年 9 月15日	0.0035
第26期	自 2004年 9 月16日 至 2004年10月15日	0.0035
第27期	自 2004年10月16日 至 2004年11月15日	0.0035
第28期	自 2004年11月16日 至 2004年12月15日	0.0035
第29期	自 2004年12月16日 至 2005年 1 月17日	0.0035
第30期	自 2005年 1 月18日 至 2005年 2 月15日	0.0035
第31期	自 2005年 2 月16日 至 2005年 3 月15日	0.0035
第32期	自 2005年 3 月16日 至 2005年 4 月15日	0.0035
第33期	自 2005年 4 月16日 至 2005年 5 月16日	0.0035
第34期	自 2005年 5 月17日 至 2005年 6 月15日	0.0035
第35期	自 2005年 6 月16日 至 2005年 7 月15日	0.0035
第36期	自 2005年 7 月16日 至 2005年 8 月15日	0.0035
第37期	自 2005年 8 月16日 至 2005年 9 月15日	0.0035
第38期	自 2005年 9 月16日 至 2005年10月17日	0.0035

第39期	自 2005年10月18日 至 2005年11月15日	0.0035
第40期	自 2005年11月16日 至 2005年12月15日	0.0040
第41期	自 2005年12月16日 至 2006年 1 月16日	0.0040
第42期	自 2006年 1 月17日 至 2006年 2 月15日	0.0040
第43期	自 2006年 2 月16日 至 2006年 3 月15日	0.0040
第44期	自 2006年 3 月16日 至 2006年 4 月17日	0.0040

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第45期	自 2006年 4 月18日 至 2006年 5 月15日	0.0040
第46期	自 2006年 5 月16日 至 2006年 6 月15日	0.0040
第47期	自 2006年 6 月16日 至 2006年 7 月18日	0.0040
第48期	自 2006年 7 月19日 至 2006年 8 月15日	0.0040
第49期	自 2006年 8 月16日 至 2006年 9 月15日	0.0040
第50期	自 2006年 9 月16日 至 2006年10月16日	0.0040
第51期	自 2006年10月17日 至 2006年11月15日	0.0040
第52期	自 2006年11月16日 至 2006年12月15日	0.0040
第53期	自 2006年12月16日 至 2007年 1 月15日	0.0040
第54期	自 2007年 1 月16日 至 2007年 2 月15日	0.0040
第55期	自 2007年 2 月16日 至 2007年 3 月15日	0.0040
第56期	自 2007年 3 月16日 至 2007年 4 月16日	0.0040
第57期	自 2007年 4 月17日 至 2007年 5 月15日	0.0045
第58期	自 2007年 5 月16日 至 2007年 6 月15日	0.0045
第59期	自 2007年 6 月16日 至 2007年 7 月17日	0.0045
第60期	自 2007年 7 月18日 至 2007年 8 月15日	0.0045

第61期	自 2007年 8 月16日 至 2007年 9 月18日	0.0045
第62期	自 2007年 9 月19日 至 2007年10月15日	0.0045
第63期	自 2007年10月16日 至 2007年11月15日	0.0045
第64期	自 2007年11月16日 至 2007年12月17日	0.0045
第65期	自 2007年12月18日 至 2008年 1 月15日	0.0045
第66期	自 2008年 1 月16日 至 2008年 2 月15日	0.0045

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第67期	自 2008年 2月16日 至 2008年 3月17日	0.0045
第68期	自 2008年 3月18日 至 2008年 4月15日	0.0045
第69期	自 2008年 4月16日 至 2008年 5月15日	0.0045
第70期	自 2008年 5月16日 至 2008年 6月16日	0.0045
第71期	自 2008年 6月17日 至 2008年 7月15日	0.0045
第72期	自 2008年 7月16日 至 2008年 8月15日	0.0045
第73期	自 2008年 8月16日 至 2008年 9月16日	0.0045
第74期	自 2008年 9月17日 至 2008年10月15日	0.0045
第75期	自 2008年10月16日 至 2008年11月17日	0.0045
第76期	自 2008年11月18日 至 2008年12月15日	0.0045

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第１期	自 2002年 6 月28日 至 2002年 9 月17日	4.6
第２期	自 2002年 9 月18日 至 2002年10月15日	2.3
第３期	自 2002年10月16日 至 2002年11月15日	1.9
第４期	自 2002年11月16日 至 2002年12月16日	1.3
第５期	自 2002年12月17日 至 2003年 1 月15日	0.2
第６期	自 2003年 1 月16日 至 2003年 2 月17日	4.0
第７期	自 2003年 2 月18日 至 2003年 3 月17日	1.7
第８期	自 2003年 3 月18日 至 2003年 4 月15日	1.5
第９期	自 2003年 4 月16日 至 2003年 5 月15日	2.0
第10期	自 2003年 5 月16日 至 2003年 6 月16日	4.9
第11期	自 2003年 6 月17日 至 2003年 7 月15日	3.8
第12期	自 2003年 7 月16日 至 2003年 8 月15日	1.7
第13期	自 2003年 8 月16日 至 2003年 9 月16日	0.3
第14期	自 2003年 9 月17日 至 2003年10月15日	5.2
第15期	自 2003年10月16日 至 2003年11月17日	0.9

第16期	自 2003年11月18日 至 2003年12月15日	1.2
第17期	自 2003年12月16日 至 2004年 1 月15日	1.6
第18期	自 2004年 1 月16日 至 2004年 2 月16日	0.0
第19期	自 2004年 2 月17日 至 2004年 3 月15日	4.0
第20期	自 2004年 3 月16日 至 2004年 4 月15日	4.3
第21期	自 2004年 4 月16日 至 2004年 5 月17日	3.3
第22期	自 2004年 5 月18日 至 2004年 6 月15日	2.0

期	計算期間	収益率（％）
第23期	自 2004年 6 月16日 至 2004年 7 月15日	1.1
第24期	自 2004年 7 月16日 至 2004年 8 月16日	2.1
第25期	自 2004年 8 月17日 至 2004年 9 月15日	1.0
第26期	自 2004年 9 月16日 至 2004年10月15日	1.3
第27期	自 2004年10月16日 至 2004年11月15日	1.2
第28期	自 2004年11月16日 至 2004年12月15日	1.7
第29期	自 2004年12月16日 至 2005年 1 月17日	3.2
第30期	自 2005年 1 月18日 至 2005年 2 月15日	3.2
第31期	自 2005年 2 月16日 至 2005年 3 月15日	0.2
第32期	自 2005年 3 月16日 至 2005年 4 月15日	2.0
第33期	自 2005年 4 月16日 至 2005年 5 月16日	0.6
第34期	自 2005年 5 月17日 至 2005年 6 月15日	0.5
第35期	自 2005年 6 月16日 至 2005年 7 月15日	2.5
第36期	自 2005年 7 月16日 至 2005年 8 月15日	1.0
第37期	自 2005年 8 月16日 至 2005年 9 月15日	1.3
第38期	自 2005年 9 月16日 至 2005年10月17日	1.4

第39期	自 2005年10月18日 至 2005年11月15日	2.1
第40期	自 2005年11月16日 至 2005年12月15日	1.2
第41期	自 2005年12月16日 至 2006年 1 月16日	1.8
第42期	自 2006年 1 月17日 至 2006年 2 月15日	1.4
第43期	自 2006年 2 月16日 至 2006年 3 月15日	0.1
第44期	自 2006年 3 月16日 至 2006年 4 月17日	0.2

期	計算期間	収益率（％）
第45期	自 2006年 4 月18日 至 2006年 5 月15日	4.1
第46期	自 2006年 5 月16日 至 2006年 6 月15日	3.8
第47期	自 2006年 6 月16日 至 2006年 7 月18日	1.2
第48期	自 2006年 7 月19日 至 2006年 8 月15日	0.9
第49期	自 2006年 8 月16日 至 2006年 9 月15日	2.1
第50期	自 2006年 9 月16日 至 2006年10月16日	0.9
第51期	自 2006年10月17日 至 2006年11月15日	0.6
第52期	自 2006年11月16日 至 2006年12月15日	1.8
第53期	自 2006年12月16日 至 2007年 1 月15日	0.3
第54期	自 2007年 1 月16日 至 2007年 2 月15日	1.1
第55期	自 2007年 2 月16日 至 2007年 3 月15日	1.5
第56期	自 2007年 3 月16日 至 2007年 4 月16日	2.3
第57期	自 2007年 4 月17日 至 2007年 5 月15日	1.6
第58期	自 2007年 5 月16日 至 2007年 6 月15日	0.2
第59期	自 2007年 6 月16日 至 2007年 7 月17日	1.7
第60期	自 2007年 7 月18日 至 2007年 8 月15日	3.6

第61期	自 2007年 8 月16日 至 2007年 9 月18日	0.5
第62期	自 2007年 9 月19日 至 2007年10月15日	3.1
第63期	自 2007年10月16日 至 2007年11月15日	2.4
第64期	自 2007年11月16日 至 2007年12月17日	1.0
第65期	自 2007年12月18日 至 2008年 1 月15日	1.3
第66期	自 2008年 1 月16日 至 2008年 2 月15日	0.7

期	計算期間	収益率（％）
第67期	自 2008年 2 月16日 至 2008年 3 月17日	7.0
第68期	自 2008年 3 月18日 至 2008年 4 月15日	3.3
第69期	自 2008年 4 月16日 至 2008年 5 月15日	2.2
第70期	自 2008年 5 月16日 至 2008年 6 月16日	0.2
第71期	自 2008年 6 月17日 至 2008年 7 月15日	0.6
第72期	自 2008年 7 月16日 至 2008年 8 月15日	0.2
第73期	自 2008年 8 月16日 至 2008年 9 月16日	6.0
第74期	自 2008年 9 月17日 至 2008年10月15日	8.9
第75期	自 2008年10月16日 至 2008年11月17日	8.5
第76期	自 2008年11月18日 至 2008年12月15日	1.7

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

本ファンドの信託設定日は2002年6月28日であり、同日より運用を開始しました。

マザーファンドの信託設定日は2002年6月28日であり、同日より運用を開始しました。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付の申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日^{*1}受け付けます。毎営業日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）^{*2}までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

^{*1} 英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日（以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受けいたしません。なお、収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、「ロンドンまたはニューヨークの休業日」においてもこれを受け付けるものとします。

^{*2} 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

- (2) 収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくこととなります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。一度お選びいただいたコースは途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合もあります。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。なお、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は再投資を中止することができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- (3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。また、お申込みには申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：妖精物語）。

- (4) お買付単位は以下のとおりとなります。

一般コース：1円以上1円単位または1口以上1口単位
（または販売会社が別途定める単位）

自動けいぞく投資コース：1円以上1円単位
（または販売会社が別途定める単位）

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- (5) お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- (6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することがあります。

2【換金（解約）手続等】

- (1) ご換金のお申込みは毎営業日^{*1}受付けます。毎営業日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）^{*2}までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

*1 「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除きます。

*2 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

- (2) ご換金は「解約請求制」により行うことができます。受益者は、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (3) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。手取額は、当該基準価額から、換金にかかる税金を差し引いた金額となります。

詳しくは、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

- (4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：妖精物語）。

- (5) 一部解約代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円を超える大口のご換金は制限することがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (7) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があるときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。これにより一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。
- (8) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 b. 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法の規定に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

本ファンド1万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03(6437)6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：妖精物語）。年2回（毎月決算のうち、6月および12月）の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次または週次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

本ファンドの信託期間は2002年6月28日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

（4）【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2002年6月28日から2002年9月17日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

（5）【その他】

a. 信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、本ファンドの受益権の総口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、本ファンドにかかる信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁の信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、信託は、下記b.に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し委託会社が新受託者を選任できないときは（新受託者の選任を行う場合は、下記b.に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託者の任務を辞任することができます。受託銀行が受託者を辞任したときは、委託会社は新受託者を選任します。また、委託会社は信託約款に定める場合には、法令に従い受託銀行を解任することができます。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られた

る受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1か月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1か月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

b．約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1か月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

c．その他の契約の変更

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

(b) 投資顧問契約

委託会社と各投資顧問会社（GSAMニューヨークおよびGSAMロンドン）との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

d．反対者の買取請求権

上記a．に規定する信託契約の解約または上記b．に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記a．または上記b．の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

e．委託会社の事業の譲渡および継承に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f．保管業務の委任等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

g．有価証券等の保管

受託銀行は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

受託銀行は、信託財産に属する抵当証券を、抵当証券業の規制等に関する法律関係法令等に基づき、財団法人抵当証券保管機構に預託し保管させることができます。

h. 混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本h.において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

i. 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

j. 有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

k. 再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

2【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、原則として本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込みににより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日（一般コースの場合）および交付開始前（自動けいぞく投資コースの場合）までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

販売会社が収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いを怠ったことにより委託会社が損害を被った場合には、委託会社に過失がない場合に限り、受託銀行の承諾を得て委託会社は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。

(6) 換金（解約）手続等

前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 本ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- (3) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（2007年12月18日から2008年6月16日まで）及び当特定期間（2008年6月17日から2008年12月15日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2008年6月16日現在)	当期 (2008年12月15日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	280,547,290,950	203,362,446,943
未収入金	161,016,282	114,421,257
流動資産合計	280,708,307,232	203,476,868,200
資産合計	280,708,307,232	203,476,868,200
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,200,252,024	1,158,118,754
未払解約金	161,016,282	114,421,257
未払受託者報酬	12,802,026	8,265,361
未払委託者報酬	256,040,523	165,307,222
その他未払費用	2,432,377	1,504,287
流動負債合計	1,632,543,232	1,447,616,881
負債合計	1,632,543,232	1,447,616,881
純資産の部		
元本等		
元本	266,722,672,047	257,359,723,160
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	12,353,091,953	55,330,471,841
（分配準備積立金）	21,143,463,927	18,422,093,607
元本等合計	279,075,764,000	202,029,251,319
純資産合計	279,075,764,000	202,029,251,319
負債純資産合計	280,708,307,232	203,476,868,200

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2007年12月18日 至 2008年 6月16日	当期 自 2008年 6月17日 至 2008年12月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	9,073,568,324	59,952,555,001
営業収益合計	9,073,568,324	59,952,555,001
営業費用		
受託者報酬	73,895,658	65,655,730
委託者報酬	1,477,913,162	1,313,114,656
その他費用	11,769,471	11,309,967
営業費用合計	1,563,578,291	1,390,080,353
営業損失（ ）	10,637,146,615	61,342,635,354
経常損失（ ）	10,637,146,615	61,342,635,354
当期純損失（ ）	10,637,146,615	61,342,635,354
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	35,291,835	306,978,136
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	30,209,155,599	12,353,091,953
剰余金増加額又は欠損金減少額	531,210,876	934,030,220
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	783,991,641
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	531,210,876	150,038,579
剰余金減少額又は欠損金増加額	599,126,379	499,170,819
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	599,126,379	224,577,773
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	274,593,046
分配金	7,186,293,363	7,082,765,977
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	12,353,091,953	55,330,471,841

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 2007年12月18日 至 2008年 6 月16日	当期 自 2008年 6 月17日 至 2008年12月15日
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間の取扱い 2007年12月15日及びその翌日が休業日のため、本特定期間期首は2007年12月18日としており、2008年 6 月15日が休業日のため、本特定期間末日は2008年 6 月16日としております。	特定期間の取扱い 2008年 6 月15日が休業日のため、本特定期間期首は2008年 6 月17日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2008年 6 月16日現在)	当期 (2008年12月15日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	266,912,432,477円	266,722,672,047円
期中追加設定元本額	9,457,903,445円	5,804,365,013円
期中一部解約元本額	9,647,663,875円	15,167,313,900円
2. 特定期間末日における受益権の総数	266,722,672,047口	257,359,723,160口
3. 元本の欠損	—————	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は55,330,471,841円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	前期 自 2007年12月18日 至 2008年 6 月16日	当期 自 2008年 6 月17日 至 2008年12月15日
分配金の計算過程		
	2007年12月18日から 2008年 1 月15日までの計算期間	2008年 6 月17日から 2008年 7 月15日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	879,909,890円	1,079,487,219円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	38,927,013,782円	39,704,423,745円
分配準備積立金額	23,103,638,177円	21,032,682,727円
本ファンドの分配対象収益額	62,910,561,849円	61,816,593,691円
本ファンドの期末残存口数	267,189,305,452口	266,759,436,820口
1口当たり収益分配対象額	0.235453円	0.231731円
1口当たり分配金額	0.0045円	0.0045円
収益分配金金額	1,202,351,874円	1,200,417,465円
	2008年 1 月16日から 2008年 2 月15日までの計算期間	2008年 7 月16日から 2008年 8 月15日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	1,027,441,981円	1,019,170,139円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	38,903,908,128円	39,650,166,121円
分配準備積立金額	22,580,870,137円	20,759,850,296円
本ファンドの分配対象収益額	62,512,220,246円	61,429,186,556円
本ファンドの期末残存口数	266,194,403,465口	265,825,847,675口
1口当たり収益分配対象額	0.234836円	0.231088円
1口当たり分配金額	0.0045円	0.0045円
収益分配金金額	1,197,874,815円	1,196,216,314円
	2008年 2 月16日から 2008年 3 月17日までの計算期間	2008年 8 月16日から 2008年 9 月16日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	857,740,422円	897,702,812円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	38,927,382,608円	39,660,649,644円
分配準備積立金額	22,244,766,318円	20,457,574,221円
本ファンドの分配対象収益額	62,029,889,348円	61,015,926,677円
本ファンドの期末残存口数	265,555,843,104口	265,301,894,496口

1口当たり収益分配対象額	0.233585円	0.229986円
1口当たり分配金額	0.0045円	0.0045円
収益分配金金額	1,195,001,293円	1,193,858,525円

区分	前期 自 2007年12月18日 至 2008年 6月16日	当期 自 2008年 6月17日 至 2008年12月15日
	2008年 3月18日から 2008年 4月15日までの計算期間	2008年 9月17日から 2008年10月15日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	1,180,316,962円	956,700,508円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	39,070,811,773円	38,955,990,033円
分配準備積立金額	21,768,408,204円	19,704,242,188円
本ファンドの分配対象収益額	62,019,536,939円	59,616,932,729円
本ファンドの期末残存口数	265,541,586,433口	260,124,855,954口
1口当たり収益分配対象額	0.233558円	0.229185円
1口当たり分配金額	0.0045円	0.0045円
収益分配金金額	1,194,937,138円	1,170,561,851円
	2008年 4月16日から 2008年 5月15日までの計算期間	2008年10月16日から 2008年11月17日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	1,100,033,619円	840,767,743円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	39,235,920,646円	38,790,922,972円
分配準備積立金額	21,643,510,365円	19,310,210,534円
本ファンドの分配対象収益額	61,979,464,630円	58,941,901,249円
本ファンドの期末残存口数	265,750,271,053口	258,576,237,445口
1口当たり収益分配対象額	0.233224円	0.227947円
1口当たり分配金額	0.0045円	0.0045円
収益分配金金額	1,195,876,219円	1,163,593,068円
	2008年 5月16日から 2008年 6月16日までの計算期間	2008年11月18日から 2008年12月15日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	905,600,892円	722,510,833円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	39,574,575,011円	38,651,550,768円
分配準備積立金額	21,438,115,059円	18,857,701,528円
本ファンドの分配対象収益額	61,918,290,962円	58,231,763,129円
本ファンドの期末残存口数	266,722,672,047口	257,359,723,160口
1口当たり収益分配対象額	0.232144円	0.226266円
1口当たり分配金額	0.0045円	0.0045円
収益分配金金額	1,200,252,024円	1,158,118,754円

（注）上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期（2008年6月16日現在）		当期（2008年12月15日現在）	
	貸借対照表計上額 （円）	最終の計算期間の損 益に含まれた評価差 額 （円）	貸借対照表計上額 （円）	最終の計算期間の損 益に含まれた評価差 額 （円）
親投資信託受益証券	280,547,290,950	1,074,115,467	203,362,446,943	3,169,709,146
合計	280,547,290,950	1,074,115,467	203,362,446,943	3,169,709,146

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

区分	前期 （2008年6月16日現在）	当期 （2008年12月15日現在）
1口当たり純資産額	1.0463円	0.7850円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・グローバル・アグリ ゲート（除く日本）マザーファンド	182,175,442,931	203,362,446,943	

合計		182,175,442,931	203,362,446,943	
----	--	-----------------	-----------------	--

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

参考情報

本ファンドは、「ゴールドマン・サックス・グローバル・アグリゲート（除く日本）マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「ゴールドマン・サックス・グローバル・アグリゲート（除く日本）マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(2008年 6 月16日現在)	(2008年12月15日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		11,146,613,093	595,329
コール・ローン		1,697,210,028	3,853,383,876
国債証券		91,771,456,093	64,732,884,645
地方債証券		1,246,583,089	952,752,622
特殊債券		91,479,616,313	78,185,232,211
社債券		111,104,407,986	73,054,187,943
派生商品評価勘定		8,790,951,794	16,378,243,542
未収入金		4,627,266,589	10,699,618,010
未収利息		3,959,693,093	3,578,832,625
前払費用		606,999,199	68,353,568
差入委託証拠金		1,353,499,449	1,081,670,783
流動資産合計		327,784,296,726	252,585,755,154
資産合計		327,784,296,726	252,585,755,154
負債の部			
流動負債			
売付債券		-	6,817,125,395
派生商品評価勘定		9,525,212,572	17,530,823,574
未払金		13,223,603,633	8,478,286,820
未払解約金		172,316,281	114,421,257
流動負債合計		22,921,132,486	32,940,657,046

負債合計		22,921,132,486	32,940,657,046
純資産の部			
元本等			
元本		212,249,245,901	196,762,532,555
剰余金			
期末剰余金		92,613,918,339	22,882,565,553
剰余金合計		92,613,918,339	22,882,565,553
元本等合計		304,863,164,240	219,645,098,108
純資産合計		304,863,164,240	219,645,098,108
負債・純資産合計		327,784,296,726	252,585,755,154

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2007年12月18日 至 2008年 6 月16日	自 2008年 6 月17日 至 2008年12月15日
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券、 売付債券 個別法に基づき、法令及び社団法人投資 信託協会規則に従い、時価評価しておりま す。	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券、 売付債券 同左
2. デリバティブの評価基準 及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国に おける計算期間末日の対顧客先物売買相 場の仲値によって計算しております。 (2) 先物取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資 信託協会規則に従い、時価評価しておりま す。	(1) 為替予約取引 同左 (2) 先物取引 同左
3. その他財務諸表作成のた めの基本となる重要な事 項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産 の計算に関する規則」（平成12年総理府 令第133号）第60条に基づき、取引発生時 の外国通貨の額をもって記録する方法を 採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時 において、当該外国通貨に加えて、外貨建 資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益 勘定の前日の外貨建純資産額に対する当 該売却外国通貨の割合相当額を当該外国 通貨の売却時の外国為替相場等で円換算 し、前日の外貨基金勘定に対する円換算し た外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産 等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金 勘定を相殺した差額を為替差損益とする 計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	（2008年6月16日現在）	（2008年12月15日現在）
1．元本の推移		
期首元本額	219,296,469,848円	212,249,245,901円
期中追加設定元本額	7,263,015,031円	4,187,766,295円
期中一部解約元本額	14,310,238,978円	19,674,479,641円
期末元本額	212,249,245,901円	196,762,532,555円
元本の内訳		
ゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンド	195,326,387,907円	182,175,442,931円
外国債券ファンドV A	16,922,857,994円	14,587,089,624円
2．計算期間末日における受益権の総数	212,249,245,901口	196,762,532,555口

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（2008年6月16日現在）		（2008年12月15日現在）	
	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 （円）	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 （円）
国債証券	91,771,456,093	2,031,265,742	64,732,884,645	4,715,818,997
地方債証券	1,246,583,089	2,395,267	952,752,622	11,378,419
特殊債券	91,479,616,313	86,085,915	78,185,232,211	2,747,991,865
社債券	111,104,407,986	9,146,810,496	73,054,187,943	14,880,251,210
資産合計	295,602,063,481	11,261,766,886	216,925,057,421	7,427,818,767
売付債券	-	-	6,817,125,395	68,806,504
負債合計	-	-	6,817,125,395	68,806,504

（注）当親投資信託の前計算期間は2007年6月16日から2008年6月16日となっており、上記の前期の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、同計算期間に対応するものとなっております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の状況に関する事項

自 2007年12月18日 至 2008年 6月16日	自 2008年 6月17日 至 2008年12月15日
1．取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引、金利関連では先物取引であります。 2．取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。 3．取引の利用目的 デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。 4．取引に係るリスクの内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、金利、為替などの市場価格が変動することによって発生するマーケットリスクおよび取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。 5．取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。 6．取引の時価等に関する事項についての補足説明	1．取引の内容 同左 2．取引に対する取組方針 同左 3．取引の利用目的 同左 4．取引に係るリスクの内容 同左 5．取引に係るリスク管理体制 同左 6．取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
--	----

取引の時価等に関する事項

(1) 債券関連

区分	種類	(2008年 6 月16日現在)				(2008年12月15日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	債券先物取引								
	買建	56,288,576,145	-	55,735,706,275	552,869,870	82,617,019,403	-	83,649,004,865	1,031,985,462
	売建	31,705,077,021	-	31,150,313,534	554,763,487	22,627,365,284	-	23,918,295,758	1,290,930,474
合計		87,993,653,166	-	86,886,019,809	1,893,617	105,244,384,687	-	107,567,300,623	258,945,012

(2) 通貨関連

区分	種類	(2008年 6 月16日現在)				(2008年12月15日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
	為替予約取引								
	買建								
	米ドル	115,856,685,693	-	120,595,812,395	4,739,126,702	44,647,839,361	-	38,541,291,676	6,106,547,685
	カナダドル	15,419,186,678	-	15,534,670,318	115,483,640	9,693,092,980	-	7,540,893,181	2,152,199,799
	メキシコペソ	1,029,827,370	-	1,134,777,930	104,950,560	734,107,302	-	723,721,570	10,385,732
	ユーロ	35,374,651,832	-	36,260,214,697	885,562,865	22,586,405,292	-	20,217,300,978	2,369,104,314
	英ポンド	11,463,959,856	-	11,804,123,782	340,163,926	3,412,177,930	-	2,506,748,593	905,429,337
	スイスフラン	12,137,531,625	-	12,493,783,466	356,251,841	3,547,668,697	-	2,904,393,514	643,275,183
	スウェーデンクローナ	6,970,680,195	-	7,330,496,649	359,816,454	4,583,133,044	-	3,508,459,305	1,074,673,739
	ノルウェークローネ	3,843,729,273	-	3,973,264,136	129,534,863	3,803,283,584	-	2,731,336,052	1,071,947,532
	デンマーククローネ	-	-	-	-	323,157,880	-	329,806,390	6,648,510

区分	種類	（ 2008年 6 月16日現在 ）				（ 2008年12月15日現在 ）			
		契約額等 （ 円 ）	うち 1 年超（ 円 ）	時価 （ 円 ）	評価損益 （ 円 ）	契約額等 （ 円 ）	うち 1 年超（ 円 ）	時価 （ 円 ）	評価損益 （ 円 ）
市場取引以外の取引	オーストラリアドル	12,910,923,491	-	13,650,016,897	739,093,406	4,698,671,304	-	3,598,471,667	1,100,199,637
	ニュージーランドドル	15,030,218,308	-	15,147,741,162	117,522,854	1,442,582,944	-	1,227,375,710	215,207,234
	シンガポールドル	625,032,778	-	637,893,066	12,860,288	441,273,630	-	436,867,290	4,406,340
	南アフリカランド	651,062,025	-	689,268,060	38,206,035	502,398,960	-	422,164,400	80,234,560
	売建								
	米ドル	131,412,250,645	-	137,428,061,892	6,015,811,247	53,792,580,775	-	47,854,776,146	5,937,804,629
	カナダドル	11,015,471,700	-	11,239,380,674	223,908,974	7,748,573,705	-	6,334,257,579	1,414,316,126
	ユーロ	26,179,416,504	-	27,021,024,639	841,608,135	18,300,593,971	-	15,632,007,548	2,668,586,423
	英ポンド	17,082,564,660	-	17,634,054,880	551,490,220	5,374,833,076	-	4,215,799,889	1,159,033,187
	スイスフラン	12,079,205,732	-	12,422,355,201	343,149,469	3,411,598,251	-	2,904,393,513	507,204,738
	スウェーデンクローナ	5,356,848,319	-	5,456,958,714	100,110,395	3,516,628,189	-	2,493,131,925	1,023,496,264

区分	種類	（ 2008年 6 月16日現在 ）				（ 2008年12月15日現在 ）			
		契約額等 （ 円 ）	うち 1 年超（ 円 ）	時価 （ 円 ）	評価損益 （ 円 ）	契約額等 （ 円 ）	うち 1 年超（ 円 ）	時価 （ 円 ）	評価損益 （ 円 ）
	ノル ウェー クロー ネ	1,516,321,504	-	1,523,283,241	6,961,737	3,167,546,436	-	2,445,967,902	721,578,534
	デン マーク クロー ネ	838,982,659	-	843,789,053	4,806,394	-	-	-	-
	オース トラリ アドル	11,368,261,456	-	11,879,722,413	511,460,957	3,340,825,495	-	2,476,066,154	864,759,341
	ニュー ジーラ ンドド ル	18,525,574,562	-	18,554,051,375	28,476,813	1,763,924,030	-	1,227,375,710	536,548,320
	合計	466,688,386,865	-	483,254,744,640	689,210,907	200,832,896,836	-	170,272,606,692	893,635,020

(3) 金利関連

区分	種類	(2008年6月16日現在)				(2008年12月15日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	金利先物取引								
	買建	32,766,398,181	-	32,719,454,693	46,943,488	-	-	-	-
合計		32,766,398,181	-	32,719,454,693	46,943,488	-	-	-	-

(注) 時価の算定方法

・先物取引

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
2. 計算期間末日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

・為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - (1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
 - (2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

区分	自 2007年12月18日 至 2008年6月16日			自 2008年6月17日 至 2008年12月15日		
関連当事者の名称 (本ファンドとの関係)	取引の内容	取引の種類別の 取引金額	取引により発生した債権又は 債務に係る主な項目別の当該 計算期間の末日における残高	取引の内容	取引の種類別の 取引金額	取引により発生した債権又は 債務に係る主な項目別の当該 計算期間の末日における残高
ゴールドマン・サックス証券株式会社 (投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等)	有価証券等売買手数料	為替 - 円	-	有価証券等売買手数料	為替 - 円	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。立会外取引、市場外取引、相対取引等の場合は、原則として複数の取引業者より価格提示を受け、もしくは提示価格と市場価格の比較を行うことにより、最良条件を提示する取引業者と

取引を行っており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれるため、金額を記載しておりません。

（ 1 口当たり情報 ）

区分	（ 2008年 6 月16日現在 ）	（ 2008年12月15日現在 ）
1 口当たり純資産額	1.4363円	1.1163円

（ 重要な後発事象に関する注記 ）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	ITALY 6.875%	6,300,000.00	7,693,534.80	
		TREASURY BILL 0%	3,000,000.00	2,969,984.37	
		TSY INFL IX N/B 1.75%	16,210,000.00	15,183,652.99	
		TSY INFL IX N/B 2% '16/01/15	1,400,000.00	1,423,818.56	
		TSY INFL IX N/B 2% '26/01/15	3,900,000.00	3,928,197.65	
		TSY INFL IX N/B 2.375%	1,100,000.00	1,163,088.43	
		TSY INFL IX N/B 2.5%	3,300,000.00	3,406,926.65	
		TSY INFL IX N/B 3.625%	700,000.00	1,093,258.60	
		US TREASURY N/B 4.25% '13/08/15	12,650,000.00	14,360,710.10	
		US TREASURY N/B 4.25% '13/11/15	12,630,000.00	14,375,503.89	
		US TREASURY N/B 4.375%	25,720,000.00	32,093,724.64	
		US TREASURY N/B 6.625%	6,990,000.00	10,193,384.19	
		US TREASURY N/B 7.5%	20,420,000.00	32,046,637.50	
		US TREASURY N/B 8.125%	14,350,000.00	20,646,062.50	
		WI TREASURY BILL 0%	16,000,000.00	15,849,860.42	
	地方債証券	BOTS 5.875%(SINK) '30/06/01	1,250,000.00	772,612.50	
		BOTS 5.875%(SINK) '47/06/01	1,420,000.00	816,798.20	
	特殊債券	QUEBEC PROVINCE 5.125%	8,200,000.00	8,865,462.80	
		IO FHR 2552 KI	485,808.00	27,249.45	
		IO FNR 2004-47 EI	1,865,096.45	38,383.87	
		IO FNR 2004-62 DI	847,417.48	20,709.27	
		IO FNS 357 2	17,820,367.27	2,154,981.72	
		AFRICAN DEV BANK 0.5%	6,200,000.00	5,505,902.99	
		ASIAN DEV BANK 1%	9,500,000.00	8,201,780.25	
		DEV BANK JAPAN 5.125%	7,700,000.00	8,467,690.00	
		FARMER MAC GTD 5.5% 144A	2,100,000.00	2,292,150.00	

	FED FARM CREDIT 5%	2,000,000.00	2,230,340.00	
	FED HOME LN BANK 4.875% '12/12/14	7,920,000.00	8,684,699.76	
	FED HOME LN BANK 4.875% '17/09/08	6,900,000.00	7,646,642.10	
	FED HOME LN BANK 5.25%	9,690,000.00	10,481,808.66	
	FGCI B10170	103,112.20	105,572.16	
	FGCI B10178	411,498.92	423,373.60	
	FGCI B10207	119,823.62	122,682.26	
	FGCI B10931	117,327.67	120,126.77	
	FGCI B11801	127,409.03	130,448.64	
	FGCI B13426	1,163,907.80	1,168,719.31	
	FGCI E01481	116,534.70	118,297.21	
	FGCI E01489	231,825.76	235,339.42	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		FGCI E01538	1,329,615.14	1,360,479.09	
		FGCI E01602	126,945.55	128,856.80	
		FGCI E86839	169,827.81	173,645.84	
		FGCI E88017	316,046.48	323,317.28	
		FGCI E90175	84,908.37	87,386.63	
		FGCI E90177	61,169.90	63,031.75	
		FGCI E91584	79,007.92	81,313.96	
		FGCI E91613	128,316.72	132,061.96	
		FGCI E93348	153,313.57	154,527.14	
		FGCI E95222	186,426.10	191,867.41	
		FGCI E95292	108,081.36	111,067.10	
		FGCI E95308	137,458.25	141,470.31	
		FGCI E95314	121,006.46	124,349.26	
		FGCI E95456	166,076.78	170,664.65	
		FGCI E95578	79,501.27	81,697.49	
		FGCI E96057	302,554.96	309,773.05	
		FGCI E96247	89,652.91	91,959.87	
		FGCI E96248	93,378.55	95,781.37	
		FGCI E97034	109,868.90	112,490.05	
		FGCI E99763	40,732.06	41,703.81	
		FGCI E99764	39,649.34	40,595.25	
		FGCI E99765	27,672.13	28,332.30	
		FGCI E99768	182,690.05	187,048.51	
		FGCI E99769	89,323.34	91,454.33	
		FGCI E99770	59,030.12	60,438.40	
		FGCI G11526	129,051.52	132,130.32	
		FGCI G11597	500,502.32	513,381.31	
		FGCI G11719	3,896,351.27	3,996,612.72	
		FGCI G11733	4,623,211.76	4,729,174.10	
		FGCI G11793	1,834,490.32	1,887,754.87	
		FGCI G12093	837,339.90	857,316.43	

	FGCI G12094	3,632,945.19	3,719,616.87	
	FGCI G12142	691,103.11	707,590.85	
	FGCI G12850	1,593,056.18	1,642,014.20	
	FGCI G12852	802,286.17	825,437.85	
	FGCI G12882	831,633.80	855,632.37	
	FGCI G12883	1,649,200.38	1,696,791.58	
	FGLMC A16199	128,332.34	134,431.86	
	FGLMC A23264	84,718.88	87,691.26	
	FGLMC A41198	155,380.90	158,307.53	
	FGLMC A80791	1,683,196.65	1,740,147.99	
	FGLMC A81525	2,062,979.52	2,132,780.90	
	FGLMC C78901	1,137,613.18	1,175,215.82	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		FGLMC C78981	828,025.91	855,395.46	
		FGLMC G01504	807,211.03	837,550.23	
		FGLMC G01552	855,644.01	888,873.14	
		FGLMC G01731	262,728.52	273,916.87	
		FGLMC G01954	104,770.60	106,743.97	
		FGLMC G01981	66,300.69	67,549.47	
		FGLMC G02084	944,281.12	962,066.87	
		FGLMC G02155	56,156.89	57,214.61	
		FGLMC G02184	872,709.73	889,147.41	
		FGLMC G02197	674,635.16	687,342.06	
		FGLMC G03689	463,384.46	472,257.22	
		FGLMC G03812	2,529,453.86	2,588,416.00	
		FGLMC G04581	64,814,188.34	67,013,672.72	
		FGLMC G04792	84,840,483.27	87,711,080.53	
		FGLMC G08292	984,698.99	1,007,554.08	
		FGP6 P10039	1,134,964.52	1,168,528.16	
		FGTW C90211	6,821.13	7,105.78	
		FGTW C90227	88,163.26	91,842.45	
		FGTW C90230	232,757.41	242,680.13	
		FGTW C90235	40,609.53	42,304.23	
		FGTW C90247	113,282.44	118,009.89	
		FGTW C90398	48,863.94	50,874.41	
		FGTW C90429	101,567.52	105,602.82	
		FGTW C90718	2,840,271.11	2,896,669.97	
		FGTW C90766	21,553.78	22,144.46	
		FGTW D94305	111,144.56	115,911.93	
		FGTW D94489	26,750.11	27,854.53	
		FGTW D94541	65,253.82	67,846.37	
		FGTW D94554	21,819.76	22,686.66	
		FGTW D96866	217,147.05	222,853.07	
		FGTW G30049	1,232.13	1,285.22	

	FHARM 780868	2,744,624.40	2,696,573.90	
	FHR 1725 D	3,637,336.82	3,829,669.00	
	FHR 1823 A	61,610.56	61,644.07	
	FHR 2338 ZC	3,332,527.00	3,553,430.55	
	FHR 2343 ZU	5,470,290.00	5,821,805.91	
	FHR 2590 NV	2,000,000.00	2,053,905.80	
	FHR 3001 PD	9,975,000.00	9,771,605.76	
	FHR 3038 XA	140,519.15	119,989.85	
	FHR 3138 X	60,683.61	57,265.72	
	FHR 3167 X	194,341.49	166,841.19	
	FHR 3311 JF	5,400,215.67	5,159,543.71	
	FHR 3325 SX	435,809.11	412,109.50	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		FN 758848	506,056.93	521,609.14	
		FNARM 710545	1,538,416.44	1,505,127.90	
		FNARM 736407	2,115,936.00	2,127,150.65	
		FNARM 888513	1,252,362.44	1,232,697.99	
		FNCI 254953	436,998.43	450,428.32	
		FNCI 255077	219,854.96	226,611.57	
		FNCI 429371	46,133.58	47,113.94	
		FNCI 5% TBA DEC'08	3,000,000.00	3,069,375.00	
		FNCI 545303	441,202.18	455,588.52	
		FNCI 555363	205,588.48	211,906.65	
		FNCI 555594	1,187,739.39	1,226,468.17	
		FNCI 555969	1,025,384.82	1,040,857.14	
		FNCI 6% TBA JAN'09	2,000,000.00	2,049,376.00	
		FNCI 652610	217,732.26	224,423.63	
		FNCI 672982	521,831.17	538,846.59	
		FNCI 673025	7,002,738.41	7,231,077.68	
		FNCI 675375	290,397.57	299,866.60	
		FNCI 677287	2,360,177.80	2,437,136.44	
		FNCI 677327	1,264,840.68	1,306,083.51	
		FNCI 679119	221,797.59	229,029.77	
		FNCI 681373	604,820.90	624,542.37	
		FNCI 685200	423,783.31	436,807.07	
		FNCI 686229	151,201.16	155,847.89	
		FNCI 695657	2,167,542.24	2,234,155.45	
		FNCI 695826	868,872.42	895,574.72	
		FNCI 695844	649,222.46	669,174.45	
		FNCI 695904	627,504.64	646,789.20	
		FNCI 695926	259,657.09	266,301.73	
		FNCI 702895	494,361.22	509,553.99	
		FNCI 708837	164,924.00	169,992.46	
		FNCI 710154	111,091.64	114,505.72	

	FNCI 711995	508,226.54	515,895.31	
	FNCI 720391	362,336.88	372,912.58	
	FNCI 720415	1,421,892.29	1,463,393.77	
	FNCI 725707	2,023,642.93	2,079,509.91	
	FNCI 725765	2,982,885.66	3,027,895.28	
	FNCI 725791	289,810.22	299,260.10	
	FNCI 725950	1,324,167.73	1,360,724.21	
	FNCI 727436	2,254,461.43	2,288,479.65	
	FNCI 730338	3,978,028.70	4,100,282.03	
	FNCI 731388	746,928.41	758,199.02	
	FNCI 735059	1,217,372.26	1,223,187.39	
	FNCI 735415	8,968,372.25	9,330,419.33	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		FNCI 736272	5,300,560.03	5,380,541.71	
		FNCI 737208	935,060.42	949,169.81	
		FNCI 745180	5,316,079.06	5,396,294.91	
		FNCI 745369	985,243.17	1,015,521.80	
		FNCI 745387	1,524,696.88	1,571,554.06	
		FNCI 745388	3,347,771.29	3,450,655.46	
		FNCI 754269	171,059.38	176,316.40	
		FNCI 761334	704,369.84	723,815.47	
		FNCI 764852	147,382.64	151,912.02	
		FNCI 766068	202,378.69	207,965.78	
		FNCI 766219	552,028.42	567,268.34	
		FNCI 766633	257,429.27	264,536.15	
		FNCI 770047	291,230.13	299,270.16	
		FNCI 770079	376,434.58	386,826.86	
		FNCI 774434	414,323.97	425,762.26	
		FNCI 780953	248,162.27	249,347.68	
		FNCI 785260	349,513.86	359,162.93	
		FNCI 785630	313,761.37	322,423.42	
		FNCI 888683	4,701,156.24	4,845,632.83	
		FNCI 933902	10,666,547.42	10,834,354.99	
		FNCI 964570	505,376.95	517,117.93	
		FNCI 975572	14,051,488.00	14,272,547.86	
		FNCI 986215	79,350.42	81,193.90	
		FNCL 256748	38,161,107.14	39,134,128.48	
		FNCL 257005	1,278.66	1,321.61	
		FNCL 257161	1,055,136.28	1,081,934.34	
		FNCL 257236	1,004,953.57	1,038,613.80	
		FNCL 257265	995,421.37	1,028,762.31	
		FNCL 447775	2,353,883.64	2,448,908.32	
		FNCL 516183	5,030.71	5,292.91	
		FNCL 555592	1,462,581.34	1,501,784.34	

	FNCL 556233	184,542.11	191,991.92	
	FNCL 561251	5,393.11	5,671.50	
	FNCL 582154	9,049.52	9,414.84	
	FNCL 583195	1,368.76	1,424.01	
	FNCL 688017	568,581.60	583,821.84	
	FNCL 694406	384,815.46	395,130.04	
	FNCL 699613	113,655.47	116,701.88	
	FNCL 702005	759,467.30	779,824.04	
	FNCL 725611	658,570.62	676,222.93	
	FNCL 735591	6,873,836.30	7,018,343.10	
	FNCL 745148	4,126,699.04	4,210,874.33	
	FNCL 745948	6,592,140.40	6,813,969.68	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		FNCL 787331	12,127.56	12,445.04	
		FNCL 870962	117,705.54	121,228.34	
		FNCL 885612	113,867.29	117,698.98	
		FNCL 888707	9,235,904.08	9,635,037.46	
		FNCL 889063	372,259.40	384,765.20	
		FNCL 889116	518,557.34	534,048.06	
		FNCL 889415	338,679.76	348,816.09	
		FNCL 889558	3,702,827.08	3,796,870.48	
		FNCL 889579	11,833,012.40	12,186,496.77	
		FNCL 889658	1,307,658.23	1,351,588.10	
		FNCL 889858	1,052,684.02	1,079,419.80	
		FNCL 889955	3,959,028.36	4,059,974.56	
		FNCL 891596	1,916,731.16	1,965,711.26	
		FNCL 893919	669,448.38	691,975.69	
		FNCL 899146	3,684,512.23	3,758,884.92	
		FNCL 902791	1,911,879.00	1,960,735.10	
		FNCL 909139	3,782,700.36	3,859,055.01	
		FNCL 910142	1,882,345.22	1,930,340.74	
		FNCL 912735	1,903,462.61	1,951,996.57	
		FNCL 915155	1,908,150.35	1,956,803.84	
		FNCL 915633	1,940,695.68	1,990,179.00	
		FNCL 915954	1,919,116.53	1,968,049.63	
		FNCL 916369	1,935,913.24	1,985,274.62	
		FNCL 916976	1,907,100.34	1,955,727.06	
		FNCL 916986	768,090.82	787,675.39	
		FNCL 918165	682,836.17	700,246.94	
		FNCL 918182	766,864.93	786,418.24	
		FNCL 918462	1,913,777.54	1,962,574.51	
		FNCL 918697	2,950,464.72	3,038,603.15	
		FNCL 918705	1,932,767.42	1,982,048.59	
		FNCL 919149	206,973.17	213,926.29	

	FNCL 920730	459,765.03	471,513.85	
	FNCL 923462	1,328,027.75	1,383,589.47	
	FNCL 923821	977,388.91	1,006,641.16	
	FNCL 924825	693,836.86	723,374.76	
	FNCL 928293	587,691.87	602,676.67	
	FNCL 928510	367,870.22	380,228.56	
	FNCL 928953	1,670,790.09	1,741,918.67	
	FNCL 928987	3,737,257.84	3,812,695.22	
	FNCL 929048	843,795.83	879,717.76	
	FNCL 929936	1,466,321.09	1,503,562.31	
	FNCL 934581	190,218.96	195,882.29	
	FNCL 934590	979,110.16	1,011,904.78	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		FNCL 937091	1,937,248.22	1,986,643.63	
		FNCL 937095	1,927,798.04	1,976,952.50	
		FNCL 937292	916,741.14	955,768.48	
		FNCL 939445	1,867,391.67	1,915,005.90	
		FNCL 940888	533,215.83	551,128.85	
		FNCL 940889	528,319.99	546,068.54	
		FNCL 940890	422,630.45	436,828.43	
		FNCL 941348	439,361.40	454,121.44	
		FNCL 941467	2,843,146.18	2,928,078.71	
		FNCL 942283	134,462.88	138,479.65	
		FNCL 942290	1,925,183.18	1,974,270.96	
		FNCL 942320	124,909.71	128,641.10	
		FNCL 942867	2,843,922.54	2,928,878.27	
		FNCL 944821	17,853.54	18,453.31	
		FNCL 946134	3,196,244.56	3,291,725.11	
		FNCL 947053	7,630.49	7,886.83	
		FNCL 949261	564,055.09	583,004.13	
		FNCL 953557	1,880,497.99	1,928,446.40	
		FNCL 953994	230,514.77	238,258.75	
		FNCL 954804	13,597.61	14,054.41	
		FNCL 955772	659,257.69	681,405.00	
		FNCL 956892	1,955,280.82	2,005,136.03	
		FNCL 956922	1,823,196.12	1,869,683.47	
		FNCL 959500	279,529.88	288,920.49	
		FNCL 959917	850,934.19	887,160.01	
		FNCL 959982	987,049.37	1,012,216.88	
		FNCL 961288	146,220.91	151,133.10	
		FNCL 962477	421,723.70	432,476.69	
		FNCL 962707	678,943.56	696,187.18	
		FNCL 963271	443,600.61	454,867.05	
		FNCL 963653	515,150.83	528,234.49	

	FNCL 963831	309,192.96	317,045.75	
	FNCL 963833	811,523.42	832,134.27	
	FNCL 963959	368,727.18	378,092.01	
	FNCL 964451	530,764.51	544,244.72	
	FNCL 965309	200,088.75	206,045.93	
	FNCL 965762	207,491.36	214,441.14	
	FNCL 965883	18,770.01	19,400.57	
	FNCL 965888	5,049.94	5,219.58	
	FNCL 965945	10,397.46	10,746.75	
	FNCL 967201	2,959,420.77	3,034,879.26	
	FNCL 967225	745,597.37	777,338.81	
	FNCL 967915	1,853,043.51	1,900,291.90	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		FNCL 970371	181,545.79	187,626.54	
		FNCL 972099	856,018.52	877,893.20	
		FNCL 973964	571,588.07	586,105.10	
		FNCL 974676	732,656.60	747,372.17	
		FNCL 975129	150,864.64	155,356.29	
		FNCL 979565	256,894.50	263,419.03	
		FNCL 981334	533,994.88	547,557.13	
		FNCL 981848	528,579.77	542,004.49	
		FNCL 981909	212,664.16	218,065.34	
		FNCL 984017	467,542.50	479,417.01	
		FNCL 985109	678,215.89	695,441.03	
		FNCL 985110	1,281,152.00	1,313,690.35	
		FNCL 985146	134,360.08	137,772.52	
		FNCL 985183	580,466.79	595,209.32	
		FNCL 985512	670,520.52	692,979.14	
		FNCL 990272	321,616.75	331,192.15	
		FNCL 992543	269,755.38	276,606.55	
		FNCL 992546	239,411.25	245,491.75	
		FNCL 995174	7,836,356.00	8,078,793.26	
		FNCT 254001	119,805.59	125,938.88	
		FNCT 254387	352,768.44	370,833.64	
		FNCT 254453	166,450.32	174,974.20	
		FNCT 555652	266,689.08	276,248.65	
		FNIONP 256903	84,477.74	88,065.64	
		FNIONP 256988	212,246.69	221,261.14	
		FNIONP 915802	864,119.67	872,564.47	
		FNIONP 923415	35,665.33	37,158.81	
		FNIONP 924061	31,878.32	33,232.24	
		FNIONP 924881	51,966.68	54,173.78	
		FNIONP 924890	44,302.06	46,183.63	
		FNIONP 925653	33,129.46	34,516.75	

	FNIONP 934073	393,996.32	397,846.73	
	FNIONP 940696	26,384.00	27,504.57	
	FNIONP 943996	1,319,925.29	1,332,824.56	
	FNIONP 945609	74,144.36	77,249.15	
	FNIONP 945621	74,188.50	74,913.52	
	FNIONP 945820	162,422.80	169,224.25	
	FNIONP 952950	48,625.03	50,690.21	
	FNIONP 952975	52,935.78	55,184.04	
	FNIONP 953368	19,497.35	20,325.43	
	FNIONP 954959	483,923.59	504,187.89	
	FNIONP 954960	163,643.63	170,593.83	
	FNIONP 954967	71,668.38	74,712.25	

[次へ](#)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		FNIONP AA0530	146,383.00	149,644.55	
		FNKI 724904	1,827,798.72	1,851,623.98	
		FNKI 724905	1,297,711.77	1,314,864.66	
		FNR 1998-59 Z	867,852.60	916,062.59	
		FNR 2004-22 PE	10,000,000.00	9,725,354.00	
		FNR 2005-45 BE	14,000,000.00	13,808,163.60	
		FNR 2006-81 LF	75,641.98	75,528.19	
		FNR 2007-27 XA	80,752.18	80,871.51	
		FNR 2007-56 GY	73,841.43	67,599.27	
		FNR 2008-56 FD	23,067,806.88	21,879,503.41	
		FNS 357 1	17,820,367.27	15,803,367.93	
		FNXY 735028	4,783,540.06	5,054,972.13	
		G2AR 80031	64,200.02	63,538.84	
		G2AR 80032	77,321.39	76,667.60	
		G2AR 80044	45,831.31	45,323.57	
		G2AR 80059	176,802.79	176,115.43	
		G2AR 80060	208,505.40	207,772.28	
		G2AR 80070	44,771.96	44,563.04	
		G2AR 80082	42,471.50	42,281.40	
		G2AR 80133	14,228.20	14,025.29	
		G2AR 80141	55,004.81	54,217.12	
		G2AR 80154	119,453.87	118,096.98	
		G2AR 80168	41,843.71	41,410.68	
		G2AR 80178	46,436.62	45,887.13	
		G2AR 80296	251,674.93	246,416.11	
		G2AR 80309	96,688.74	94,665.68	
		G2AR 80317	34,456.91	33,745.49	
		G2AR 80329	81,428.52	80,281.37	
		G2AR 80331	35,878.68	35,386.84	
		G2AR 80344	54,923.05	54,146.35	
		G2AR 80346	96,591.37	95,257.35	
		G2AR 80354	27,929.50	27,533.29	
		G2AR 80356	10,441.17	10,296.93	
		G2AR 80364	52,392.24	51,845.57	
		G2AR 80376	26,316.98	26,040.93	
		G2AR 80385	103,582.01	102,500.98	
		G2AR 80393	39,437.56	39,223.54	
		G2AR 80395	121,088.71	120,476.47	
		G2AR 80406	13,031.92	12,956.45	
		G2AR 80408	227,437.44	226,291.67	
		G2AR 80409	162,614.06	162,103.76	
		G2AR 80413	37,205.87	36,989.34	
		G2AR 80428	336,191.79	330,380.06	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		G2AR 80455	50,819.41	49,935.86	
		G2AR 80460	106,609.23	103,864.37	
		G2AR 8218	118,540.21	118,542.12	
		G2AR 8228	52,275.54	51,499.73	
		G2AR 8259	54,781.12	53,962.88	
		G2AR 8280	148,035.64	145,823.94	
		G2AR 8395	40,602.08	40,274.92	
		G2AR 8399	254,066.12	253,614.28	
		G2AR 8408	116,049.80	115,919.74	
		G2AR 8421	43,820.87	43,768.59	
		G2AR 8445	98,147.55	98,043.42	
		G2AR 8447	200,868.61	200,747.56	
		G2AR 8449	72,255.79	72,333.26	
		G2AR 8456	101,096.91	99,553.06	
		G2AR 8466	101,122.39	99,824.63	
		G2AR 8482	187,396.79	184,643.47	
		G2AR 8484	96,816.57	95,566.12	
		G2AR 8502	36,662.75	36,108.52	
		G2AR 8503	55,029.38	54,216.03	
		G2AR 8547	105,524.98	104,604.34	
		G2AR 8565	38,673.44	38,332.09	
		G2AR 8567	51,466.73	51,415.75	
		G2AR 8580	76,204.51	75,698.01	
		G2AR 8595	36,679.44	36,430.95	
		G2AR 8631	129,309.62	129,332.14	
		G2AR 8663	93,537.94	92,225.39	
		G2AR 8815	47,968.56	47,477.29	
		G2AR 8913	2,527.13	2,483.75	
		G2AT 81179	4,159,170.51	4,134,589.80	
		G2AT 850063	362,738.27	350,537.46	
		KFW 5.125%	13,660,000.00	15,289,883.88	
		KOMMUNALBANKEN 5.125%	2,000.00	2,126.70	
		NRW. BANK 4.75%	10,800,000.00	11,240,100.00	
		TENN VALLEY AUTH 5.375%	4,100,000.00	5,022,705.00	
		TURANALEM FIN BV Float	4,800,000.00	4,512,000.00	
	社債券	IO AMAC 2003-8 A2	390,388.82	36,560.30	
		IO BSCMS 2003-T10 X2	8,504,034.25	190,677.45	
		IO CSFB 2003-10 3A13	5,235.02	45.41	
		IO CSFB 2003-11 1A2	21,337.67	408.08	
		IO CSFB 2003-19 1A2	552,443.39	52,545.21	
		IO CSFB 2003-8 3A2	21,423.73	684.33	
		IO CSFB 2003-C3 ASP	4,840,783.94	103,055.44	
		IO PCMT 2003-PWR 1 X2	12,922,312.60	318,509.15	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		AHM 2004-3 1A	260,847.33	185,757.52	
		ALTRIA GROUP INC 9.7%	5,950,000.00	6,170,816.40	
		AMER EXPR CENTUR 5.2%	6,050,000.00	5,797,684.75	
		ANZ CAP TRUST II 5.36%	5,050,000.00	3,148,770.95	
		ARCH CAPITAL GRP 7.35%	2,650,000.00	2,101,760.05	
		AT&T BROADBAND 9.455%	3,463,000.00	3,706,196.10	
		AT&T INC 5.6%	7,650,000.00	7,185,285.45	
		AT&T INC 6.3%	5,150,000.00	4,715,561.45	
		BACM 2005-6 A4	6,000,000.00	4,507,311.60	
		BAFC 2006-I 1A1	6,016,297.68	4,275,018.08	
		BANK OF AMER CRP (Var)	2,600,000.00	1,656,865.60	
		BAT INTL FINANCE 9.5%	1,650,000.00	1,722,776.55	
		BAYERNLB CAPITAL Var	10,800,000.00	3,450,708.00	
		BEAR STEARNS CO 5.85%	3,520,000.00	3,545,769.92	
		BEAR STEARNS CO 7.25%	1,500,000.00	1,568,059.50	
		BSAAT 2007-1 1A1	5,207,245.36	2,333,534.83	
		BSARM 2003-5 1A1	37,279.19	19,768.76	
		BSCMS 2006-PW13 A4	5,000,000.00	3,837,832.00	
		CAN NATURAL RES 6.75%	2,050,000.00	1,588,046.85	
		CD 2005-CD1 A4	6,000,000.00	4,568,011.20	
		CD 2006-CD2 A4	5,000,000.00	3,673,057.50	
		CENTERPOINT ENER 7.875%	2,670,000.00	2,289,031.05	
		CHASE 2007-A1 5A1	769,257.51	534,379.57	
		CITIGROUP INC 6.125%	8,050,000.00	7,629,033.30	
		CITIGROUP INC 6.875%	2,550,000.00	2,592,067.35	
		CITM 2007-1 2A1	2,492,944.95	1,807,385.08	
		CITM 2007-1 2A2	870,000.00	319,116.00	
		CITM 2007-1 2A3	1,700,000.00	548,760.00	
		COMCAST CORP 5.7%	2,750,000.00	2,374,528.75	
		COMCAST CORP 6.4%	6,400,000.00	5,448,377.60	
		COX COMMUN INC 4.625%	10,560,000.00	9,778,834.56	
		CRED SUIS FB USA 4.875%	4,340,000.00	4,336,849.16	
		CSFB 2001-CK3 A4	6,000,000.00	5,597,895.00	
		CSMC 2006-C5 A3	3,500,000.00	2,471,892.85	
		CWALT 2005-38 A1	338,482.22	155,754.04	
		CWALT 2005-82 A1	19,633,905.76	8,913,298.44	
		CWALT 2006-OA1 2A1	7,697,129.56	3,000,524.29	
		CWALT 2006-OA16 A2	9,568,570.88	3,887,913.20	
		CWHEL 2004-G 2A	176,532.38	81,282.56	
		CWHEL 2006-HW 2A1A	7,762,416.19	3,597,491.78	
		DEUTSCHE TEL FIN 6.75%	2,450,000.00	2,285,144.40	
		ENDURANCE SPECIA 6.15%	4,187,000.00	3,600,434.79	
		ENDURANCE SPECIA 7%	2,410,000.00	1,611,591.10	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		ENERGY TRANSFER 5.65%	3,351,000.00	2,989,906.29	
		ENTERPRISE OP LL 6.5%	3,950,000.00	3,240,955.25	
		EUROHYPO SA LUX 4.25%	21,300,000.00	20,438,585.40	
		EUROHYPO SA LUX 4.625%	17,700,000.00	17,572,329.90	
		GECMC 2005-C4 A4	6,000,000.00	4,558,338.00	
		GMACM 2007-HE3 1A1	658,929.43	211,783.87	
		GMACM 2007-HE3 2A1	685,498.12	205,420.47	
		HAT 2005-3 A3	1,035,086.29	1,021,544.46	
		HFCHC 2007-3 APT	16,148,889.29	11,225,092.94	
		HSBC HLDGS PLC 6.8%	8,750,000.00	7,968,782.50	
		HVMLT 2005-14 5A1A	2,094,031.38	1,019,894.00	
		HVMLT 2006-6 3A1A	5,815,813.94	2,456,949.92	
		IMM 2004-8 1A	307,030.39	72,113.42	
		IMPERIAL TOBACCO 7.125%	3,100,000.00	3,083,945.10	
		INDX 2005-AR15 A1	1,270,503.40	651,835.70	
		ISTAR FINANCIAL 4.875%	10,130,000.00	9,066,350.00	
		JPMORGAN CHASE VAR	8,700,000.00	6,438,000.00	
		LBUBS 2005-C5 A4	3,000,000.00	2,252,117.70	
		LBUBS 2005-C7 A4	3,000,000.00	2,276,795.40	
		LBUBS 2006-C1 A4	4,000,000.00	2,909,370.00	
		LBUBS 2007-C1 A4	2,000,000.00	1,351,730.00	
		LUM 2006-5 A1A	1,281,603.40	488,002.79	
		LXS 2007-16N 2A2	2,850,645.31	1,059,736.51	
		MERITA BANK 6.5%	730,000.00	735,925.41	
		MERRILL LYNCH 6.4%	2,350,000.00	2,293,233.40	
		MORGAN STANLEY 6%	1,750,000.00	1,496,607.00	
		MSC 2005-HQ7 A4	3,000,000.00	2,235,297.00	
		MSM 2007-15AR 2A1	26,531,574.23	13,152,526.47	
		NORD/LB COVERED 5.375%	9,400,000.00	10,410,443.60	
		PERF 2005-2 A1	870,028.11	871,429.81	
		PHILIP MORRIS IN 6.875%	6,000,000.00	6,197,046.00	
		PNC PREFERRED FD Var	3,700,000.00	2,981,282.40	
		POPULAR NA CAP I 6.564%	930,000.00	547,655.61	
		RALI 2005-Q05 A1	2,202,326.88	919,741.91	
		RALI 2007-QH9 A1	6,718,006.34	2,423,913.79	
		RAS LAFFAN 5.832% (SINK)	3,900,000.00	2,881,089.90	
		RBS CAP TRUST I (Var)	2,480,000.00	1,000,915.60	
		RESONA PFD GLOB (VAR) 144A	5,870,000.00	3,021,060.07	
		RESONA PFD GLOB (VAR) REGS	2,000,000.00	1,022,835.00	
		RFMSI 2005-SA4 2A2	2,202,066.74	1,251,020.76	
		SAMI 2007-AR6 A1	6,630,846.43	2,710,336.59	
		SARM 2004-6 3A2	1,413,592.82	912,734.26	
		SARM 2007-10 1A1	16,312,569.65	6,847,540.41	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
カナダドル	売付債券	SBERBANK 5.93%	9,150,000.00	7,320,000.00	
		SEMT 2004-10 A3A	2,989,064.03	1,958,764.73	
		SIMON PROP GP IN 5.3%	2,300,000.00	1,623,528.60	
		SIMON PROP GP IN 6.125%	1,100,000.00	717,609.80	
		SIMON PROP GP LP 5.6%	4,590,000.00	3,712,001.85	
		SIMON PROP GROUP 7.125%	2,176,000.00	2,157,451.77	
		SLM CORP 8.45%	5,625,000.00	4,065,710.62	
		SOVEREIGN BANK (STEP)	610,000.00	435,405.80	
		SPRINT CAP CORP 8.375%	1,000,000.00	690,520.00	
		SWISS RE CAPITAL Var	2,700,000.00	1,030,220.10	
		TELECOM IT CAP 4.875%	2,805,000.00	2,527,305.00	
		TELECOM IT CAP 6.999%	5,450,000.00	4,131,895.70	
		TELECOM IT CAP 7.2%	850,000.00	588,952.25	
		TELECOM ITALIA CAP 6%	750,000.00	477,240.00	
		TELEFONICA EMIS 7.045%	4,450,000.00	3,973,881.15	
		TELEFONICA EUROP 7.75%	6,920,000.00	6,891,157.44	
		TIME WARNER CABL 6.55%	4,350,000.00	3,657,179.85	
		TIME WARNER CABL 8.75%	1,500,000.00	1,522,744.50	
		TIME WARNER ENT 8.375%	1,150,000.00	1,060,825.55	
		TMST 2006-5 A1	18,223,307.62	14,325,363.98	
		UNICREDITO LUXEM (Float)	6,100,000.00	5,534,121.30	
		WBCMT 2005-C21 A4	6,000,000.00	4,524,276.60	
		WELLS FARGO CAP (Var)	4,050,000.00	3,331,959.30	
		WFALT 2007-PA6 A1	20,348,307.88	8,967,723.11	
		WFMBS 2005-AR16 1A1	1,983,641.97	1,298,771.52	
		WFMBS 2005-AR6 A1	4,154,379.49	2,973,975.28	
		WFMBS 2006-AR10 5A3	3,257,287.18	1,814,202.12	
		WMALT 2007-OA2 2A	10,875,031.60	3,616,787.55	
		XTO ENERGY INC 5.5%	6,600,000.00	5,739,525.00	
		ZFS FINANCE USA (Var)	12,815,000.00	8,229,100.99	
		FNCL 5.5% DEC '08	65,000,000.00	66,664,712.40	
		FNCL 5% DEC '08	3,000,000.00	3,060,950.79	
		FNCL 5% JAN '09	3,000,000.00	3,053,436.12	
		FNCI 4.5% JAN '09	2,000,000.00	2,027,500.00	
		小計		1,264,911,708.65	
				(115,271,404,008)	
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T 3.75%	15,000,000.00	15,882,450.00	
		CANADA-GOV'T 4.5%	24,300,000.00	27,085,266.00	
		CANADA-GOV'T 5.75% '29/06/01	16,700,000.00	21,054,975.90	
		CANADA-GOV'T 5.75% '33/06/01	8,800,000.00	11,393,712.00	
		小計		75,416,403.90	
ユーロ	国債証券			(5,538,580,702)	
		BELGIAN 0303 4.25%	24,950,000.00	25,518,860.00	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		BTPS 4.5%	17,820,000.00	17,859,204.00	
		BTPS 5%	14,810,000.00	14,380,510.00	
		BTPS 6%	9,710,000.00	10,492,626.00	
		DEUTSCHLAND REP 4% '16/07/14	100,000.00	106,150.00	
		DEUTSCHLAND REP 4% '37/07/04	320,000.00	334,592.00	
		DEUTSCHLAND REP 4.25%	14,910,000.00	16,505,370.00	
		DEUTSCHLAND REP 5.5%	15,000,000.00	18,270,000.00	
		DEUTSCHLAND REP 6.25%	8,400,000.00	10,689,000.00	
		FRANCE O.A.T. 4.25%	19,300,000.00	20,118,320.00	
		FRANCE O.A.T. 5.5%	7,100,000.00	8,369,480.00	
		FRANCE O.A.T. 6.5%	90,850,000.00	98,508,655.00	
		HELLENIC REPUBLIC 4.7%	9,280,000.00	8,278,734.40	
		NETHERLANDS GOVT 4.5%	11,050,000.00	11,677,640.00	
		NETHERLANDS GOVT 7.5%	550,000.00	756,525.00	
		REP OF AUSTRIA 4%	15,730,000.00	15,794,760.41	
		SPANISH GOV'T 5.75%	4,110,000.00	4,855,278.63	
	特殊債券	BK NED GEMEENTEN 4%	14,310,000.00	14,469,556.50	
		DEUTSCHE POST IV Var	2,200,000.00	846,565.58	
		ENEL (ENTNZENEL) 5.25%	4,350,000.00	3,966,112.50	
		EUROPEAN INVT BK 4.25%	13,040,000.00	13,410,870.64	
		KFW 4.375%	11,044,000.00	11,275,371.80	
		KOMMUNEKREDIT 4.375%	6,000,000.00	6,134,700.00	
		NRW. BANK 3.875%	2,200,000.00	2,225,630.00	
	社債券	ALLIANC&LEIC BLD 5%	5,800,000.00	5,672,759.60	
		ALLIANZ FINANCE 5%	3,600,000.00	3,605,112.00	
		ALLIED IRISH BANKS Var	2,870,000.00	1,285,326.63	
		AMER GENL FIN FLOAT	8,990,000.00	8,960,386.94	
		AMER INTL GROUP Var	4,950,000.00	1,159,898.85	
		ANGLO IRISH BANK (FLOAT)	6,490,000.00	5,181,830.17	
		ASIF III 4.75%	2,460,000.00	1,672,800.00	
		ASTRAZENECA PLC 5.125%	6,950,000.00	6,787,126.75	
		AUST & NZ BANK 5.25%	2,800,000.00	2,716,291.20	
		AVIVA PLC Var	4,650,000.00	2,652,629.70	
		AXA SA Var	8,800,000.00	4,415,840.00	
		BA COVERED 4.125%	9,200,000.00	9,079,958.40	
		BA COVERED 4.25%	5,150,000.00	4,774,786.45	
		BANCA POP BERGAMO Var	7,127,000.00	6,042,420.26	
		BANCAJA (Var)	3,600,000.00	926,258.40	
		BANCAJA EMISIONES SA Var	800,000.00	198,231.20	
		BANCO BILBAO VIZ 4.5%	2,850,000.00	2,901,006.45	
		BANCO POP VERONA Var	5,250,000.00	2,568,825.00	
		BAT INTL FINANCE 5.875%	5,850,000.00	5,446,350.00	
		BNP PARIBAS 5%	5,400,000.00	5,486,130.00	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		BRITISH TEL PLC 5.25%	6,600,000.00	5,977,837.80	
		BRITISH TEL PLC 6.5%	1,200,000.00	1,096,576.80	
		CASINO GUICHARD 4.875%	4,000,000.00	3,228,516.00	
		CASINO GUICHARD 6.375%	4,150,000.00	3,795,249.70	
		CENTRICA PLC 7.125%	8,150,000.00	8,142,795.40	
		COMMERZBANK AG (Float)	9,100,000.00	8,069,370.40	
		CREDIT SUISSE LD 6.125%	1,200,000.00	1,187,168.98	
		DAIMLERCHRYSLER NA 4.375%	1,700,000.00	1,633,448.40	
		DEXIA MUNI AGENCY 3.875%	12,900,000.00	12,630,015.90	
		DIAGEO FIN PLC 6.625%	6,350,000.00	6,319,469.20	
		FIXED-LINK FIN Var	4,175,000.00	4,181,680.00	
		FRANCE TELECOM 5.625%	2,950,000.00	2,787,676.25	
		GE CAP EUR FUND 5.25%	2,050,000.00	1,885,827.80	
		GENERALI FINANCE Var	950,000.00	610,017.80	
		GLENCORE FINANCE 7.125%	350,000.00	145,475.40	
		HBOS EURO FIN Var	1,910,000.00	1,099,755.08	
		IBM CORP 6.625%	4,750,000.00	4,886,154.00	
		IMPERIAL TABACCO 7.25%	3,800,000.00	3,418,681.40	
		INTESA SANPAOLO 5%	3,900,000.00	3,889,762.50	
		INTESA SANPAOLO 6.625%	5,050,000.00	4,263,715.00	
		INTESA SANPAOLO Var	4,150,000.00	2,459,397.90	
		JP MORGAN CHASE Var	3,400,000.00	2,721,445.00	
		KOMMUNAL LANDSP (VAR)	1,293,000.00	671,805.30	
		KPN NV 4.75%	5,300,000.00	4,765,892.50	
		KPN NV 6.5%	650,000.00	622,747.45	
		LOTTOMATICA SPA 4.8%	2,940,000.00	2,936,918.88	
		MORGAN STANLEY 5.5%	10,600,000.00	7,339,164.40	
		OLD MUTUAL PLC Var	5,950,000.00	2,718,340.80	
		OLIVETTI FINANCE 7.75%	2,407,000.00	2,022,241.05	
		RESONA BANK Var	3,440,000.00	2,613,182.24	
		ROYAL BK SCOTLAND 6.934%	4,150,000.00	4,046,366.20	
		ROYAL BK SCOTLAND Var	2,050,000.00	885,569.25	
		SANTANDER INTL 5.125%	3,050,000.00	3,048,136.45	
		SANTANDER ISSUAN Var	10,800,000.00	9,898,729.20	
		SL PLC (Float)	2,100,000.00	1,164,563.40	
		SLM CORP 3.125%	1,100,000.00	697,893.90	
		SOCIETE GENERALE Var	4,500,000.00	3,025,210.50	
		ST GEORGE BANK 6.5%	1,550,000.00	1,568,197.00	
		SUMITOMO MITSUI VAR	4,890,000.00	2,953,848.51	
		TELEFONICA EMIS 5.58%	4,700,000.00	4,574,937.70	
		TESCO PLC 5.875%	6,450,000.00	5,941,791.60	
		UBS AG JERSEY VAR	2,150,000.00	1,647,454.70	
		UBS AG LONDON 5.375%	4,350,000.00	4,317,375.00	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考		
英ポンド	小計	UNICREDIT SPA 6.7%	2,400,000.00	1,892,318.40			
		UNICREDITO ITALI (Float)	1,100,000.00	1,013,210.00			
		US BANK NA VAR	5,050,000.00	4,131,031.30			
		UT2 FUNDING PLC 5.321%	7,800,000.00	3,111,654.00			
		VERIZON WIRELESS 8.75%	6,100,000.00	6,051,282.47			
		WACHOVIA BANK NA 6%	3,500,000.00	3,301,140.50			
				587,769,519.87			
				(72,072,298,525)			
		国債証券	UK TREASURY 4.5%	24,610,000.00		26,200,273.59	
			UK TREASURY 4.75%	4,700,000.00		5,050,150.00	
	UK TREASURY 5%		11,300,000.00	12,284,602.90			
	UK TREASURY 6%		851,000.00	1,030,135.50			
	特殊債券		KFW 5.25%	8,360,000.00	8,732,438.00		
			KFW 5.375%	9,500,000.00	10,090,900.00		
			KFW 5.5%	7,590,000.00	7,830,223.50		
			RENTENBANK 4.875%	8,700,000.00	8,952,735.00		
	社債券		AMP GROUP FINANCE Var	1,140,000.00	1,093,659.00		
			EKSPORTFINANS 6%	10,950,000.00	11,308,130.70		
			EURO 22X A2	2,650,216.71	2,371,148.89		
			GLENCORE FINANCE 6.5%	3,150,000.00	1,427,157.90		
			MUFG CAPITAL FIN Var	1,750,000.00	1,000,212.50		
			RESOLUTION PLC Var	3,400,000.00	510,000.00		
			SL PLC Var	2,950,000.00	1,784,316.82		
	小計				99,666,084.30		
					(13,621,363,740)		
		スウェーデンクローナ	国債証券	SWEDISH GOVT 6.75%	43,000,000.00	52,187,380.00	
					52,187,380.00		
				(595,458,005)			
デンマーククローネ	国債証券	KINGDOM OF DENMARK 4%	32,000,000.00	32,579,200.00			
		KINGDOM OF DENMARK 6%	20,000,000.00	21,478,000.00			
				54,057,200.00			
				(889,781,512)			
		ポーランドズロチ	国債証券	POLAND GOVT BOND 4.75%		30,000,000.00	29,224,230.00
				29,224,230.00			
				(898,352,830)			
オーストラリアドル	社債券	NATL AUSTRALIABK 5.75%	20,000,000.00	20,090,400.00			
				20,090,400.00			
				(1,220,692,704)			
合計				210,107,932,026			
				(210,107,932,026)			

- （注）１．通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
- ２．合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。
- ３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 15銘柄	13.9%	54.9%
	地方債証券 3銘柄	0.8%	
	特殊債券 399銘柄	58.1%	
	社債券 124銘柄	33.1%	
	売付債券 4銘柄	5.9%	
カナダドル	国債証券 4銘柄	100.0%	2.6%
ユーロ	国債証券 17銘柄	48.1%	34.3%
	特殊債券 7銘柄	8.9%	
	社債券 69銘柄	43.0%	
英ポンド	国債証券 4銘柄	44.7%	6.5%
	特殊債券 4銘柄	35.7%	
	社債券 7銘柄	19.6%	
スウェーデンクローナ	国債証券 1銘柄	100.0%	0.3%
デンマーククローネ	国債証券 2銘柄	100.0%	0.4%
ポーランドズロチ	国債証券 1銘柄	100.0%	0.4%
オーストラリアドル	社債券 1銘柄	100.0%	0.6%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2) 注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」の「 取引の時価等に関する事項」に記載されております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2008年12月30日現在)

資産総額	209,307,889,247円
負債総額	94,254,516円
純資産総額(-)	209,213,634,731円
発行済口数	256,476,436,616口
1口当たり純資産額(/)	0.8157円

参考情報

<ゴールドマン・サックス・グローバル・アグリゲート(除く日本)マザーファンド>

純資産額計算書

(2008年12月30日現在)

資産総額	230,170,921,806円
負債総額	3,949,982,928円
純資産総額(-)	226,220,938,878円
発行済口数	194,940,987,111口
1口当たり純資産額(/)	1.1605円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期	自 2002年 6 月28日 至 2002年 9 月17日	15,115,055,196 (0)	59,691,587 (0)	15,055,363,609 (0)
第2期	自 2002年 9 月18日 至 2002年10月15日	3,544,388,808 (0)	357,443,743 (0)	18,242,308,674 (0)
第3期	自 2002年10月16日 至 2002年11月15日	3,568,504,890 (0)	211,957,065 (0)	21,598,856,499 (0)
第4期	自 2002年11月16日 至 2002年12月16日	4,869,959,299 (0)	260,101,276 (0)	26,208,714,522 (0)
第5期	自 2002年12月17日 至 2003年 1 月15日	3,944,418,966 (0)	114,952,949 (0)	30,038,180,539 (0)
第6期	自 2003年 1 月16日 至 2003年 2 月17日	4,436,453,766 (0)	573,910,552 (0)	33,900,723,753 (0)
第7期	自 2003年 2 月18日 至 2003年 3 月17日	4,427,061,189 (0)	743,133,958 (0)	37,584,650,984 (0)
第8期	自 2003年 3 月18日 至 2003年 4 月15日	4,464,952,580 (0)	207,392,446 (0)	41,842,211,118 (0)
第9期	自 2003年 4 月16日 至 2003年 5 月15日	4,466,429,218 (0)	608,435,071 (0)	45,700,205,265 (0)
第10期	自 2003年 5 月16日 至 2003年 6 月16日	4,565,537,919 (0)	1,979,408,633 (0)	48,286,334,551 (0)
第11期	自 2003年 6 月17日 至 2003年 7 月15日	20,889,656,127 (0)	1,033,283,608 (0)	68,142,707,070 (0)
第12期	自 2003年 7 月16日 至 2003年 8 月15日	14,116,826,146 (0)	575,683,337 (0)	81,683,849,879 (0)
第13期	自 2003年 8 月16日 至 2003年 9 月16日	11,365,424,991 (0)	768,916,186 (0)	92,280,358,684 (0)
第14期	自 2003年 9 月17日 至 2003年10月15日	10,394,975,595 (0)	433,099,967 (0)	102,242,234,312 (0)
第15期	自 2003年10月16日 至 2003年11月17日	9,394,764,389 (0)	510,524,261 (0)	111,126,474,440 (0)
第16期	自 2003年11月18日 至 2003年12月15日	9,030,129,419 (0)	369,715,947 (0)	119,786,887,912 (0)
第17期	自 2003年12月16日 至 2004年 1 月15日	8,622,348,000 (0)	430,706,069 (0)	127,978,529,843 (0)
第18期	自 2004年 1 月16日 至 2004年 2 月16日	10,135,805,004 (0)	672,491,731 (0)	137,441,843,116 (0)
第19期	自 2004年 2 月17日 至 2004年 3 月15日	7,852,676,955 (0)	1,814,195,103 (0)	143,480,324,968 (0)
第20期	自 2004年 3 月16日 至 2004年 4 月15日	12,062,190,818 (0)	1,217,302,702 (0)	154,325,213,084 (0)
第21期	自 2004年 4 月16日 至 2004年 5 月17日	8,998,186,187 (0)	653,229,920 (0)	162,670,169,351 (0)

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第22期	自 2004年 5 月18日 至 2004年 6 月15日	8,542,934,590 (0)	1,120,737,524 (0)	170,092,366,417 (0)
第23期	自 2004年 6 月16日 至 2004年 7 月15日	10,626,268,410 (0)	739,177,127 (0)	179,979,457,700 (0)
第24期	自 2004年 7 月16日 至 2004年 8 月16日	8,543,991,450 (0)	1,719,679,835 (0)	186,803,769,315 (0)
第25期	自 2004年 8 月17日 至 2004年 9 月15日	7,630,813,527 (0)	2,394,049,313 (0)	192,040,533,529 (0)
第26期	自 2004年 9 月16日 至 2004年10月15日	5,720,770,349 (0)	3,650,436,522 (0)	194,110,867,356 (0)
第27期	自 2004年10月16日 至 2004年11月15日	4,712,243,705 (0)	1,161,546,578 (0)	197,661,564,483 (0)
第28期	自 2004年11月16日 至 2004年12月15日	7,695,166,312 (0)	1,137,189,011 (0)	204,219,541,784 (0)
第29期	自 2004年12月16日 至 2005年 1 月17日	5,864,998,581 (0)	1,076,224,531 (0)	209,008,315,834 (0)
第30期	自 2005年 1 月18日 至 2005年 2 月15日	9,683,176,434 (0)	572,484,774 (0)	218,119,007,494 (0)
第31期	自 2005年 2 月16日 至 2005年 3 月15日	8,996,665,405 (0)	1,391,581,512 (0)	225,724,091,387 (0)
第32期	自 2005年 3 月16日 至 2005年 4 月15日	13,801,136,509 (0)	1,876,710,444 (0)	237,648,517,452 (0)
第33期	自 2005年 4 月16日 至 2005年 5 月16日	8,657,864,713 (0)	1,007,621,750 (0)	245,298,760,415 (0)
第34期	自 2005年 5 月17日 至 2005年 6 月15日	8,873,005,196 (0)	1,203,199,682 (0)	252,968,565,929 (0)
第35期	自 2005年 6 月16日 至 2005年 7 月15日	7,073,763,228 (0)	2,950,040,700 (0)	257,092,288,457 (0)
第36期	自 2005年 7 月16日 至 2005年 8 月15日	4,894,819,980 (0)	3,577,978,272 (0)	258,409,130,165 (0)
第37期	自 2005年 8 月16日 至 2005年 9 月15日	7,397,200,440 (0)	2,599,304,155 (0)	263,207,026,450 (0)
第38期	自 2005年 9 月16日 至 2005年10月17日	8,100,537,806 (0)	3,184,237,958 (0)	268,123,326,298 (0)
第39期	自 2005年10月18日 至 2005年11月15日	3,867,901,653 (0)	4,916,958,126 (0)	267,074,269,825 (0)
第40期	自 2005年11月16日 至 2005年12月15日	4,071,331,051 (0)	7,797,899,152 (0)	263,347,701,724 (0)
第41期	自 2005年12月16日 至 2006年 1 月16日	4,677,241,777 (0)	3,205,547,416 (0)	264,819,396,085 (0)
第42期	自 2006年 1 月17日 至 2006年 2 月15日	4,396,382,225 (0)	2,827,677,862 (0)	266,388,100,448 (0)
第43期	自 2006年 2 月16日 至 2006年 3 月15日	3,743,229,131 (0)	2,777,373,040 (0)	267,353,956,539 (0)

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第44期	自 2006年 3 月16日 至 2006年 4 月17日	5,043,719,416 (0)	2,242,157,413 (0)	270,155,518,542 (0)
第45期	自 2006年 4 月18日 至 2006年 5 月15日	3,336,318,901 (0)	2,009,463,014 (0)	271,482,374,429 (0)
第46期	自 2006年 5 月16日 至 2006年 6 月15日	4,270,634,264 (0)	2,171,160,741 (0)	273,581,847,952 (0)
第47期	自 2006年 6 月16日 至 2006年 7 月18日	4,659,786,764 (0)	1,789,283,689 (0)	276,452,351,027 (0)
第48期	自 2006年 7 月19日 至 2006年 8 月15日	4,041,337,385 (0)	2,012,561,938 (0)	278,481,126,474 (0)
第49期	自 2006年 8 月16日 至 2006年 9 月15日	3,218,408,666 (0)	3,058,419,263 (0)	278,641,115,877 (0)
第50期	自 2006年 9 月16日 至 2006年10月16日	3,540,732,453 (0)	3,504,489,048 (0)	278,677,359,282 (0)
第51期	自 2006年10月17日 至 2006年11月15日	3,136,435,097 (0)	3,110,659,705 (0)	278,703,134,674 (0)
第52期	自 2006年11月16日 至 2006年12月15日	3,541,912,091 (0)	3,216,985,505 (0)	279,028,061,260 (0)
第53期	自 2006年12月16日 至 2007年 1 月15日	2,483,923,085 (0)	2,934,669,354 (0)	278,577,314,991 (0)
第54期	自 2007年 1 月16日 至 2007年 2 月15日	2,048,677,483 (0)	5,340,404,267 (0)	275,285,588,207 (0)
第55期	自 2007年 2 月16日 至 2007年 3 月15日	2,315,390,780 (0)	3,453,003,871 (0)	274,147,975,116 (0)
第56期	自 2007年 3 月16日 至 2007年 4 月16日	2,388,402,779 (0)	2,805,005,206 (0)	273,731,372,689 (0)
第57期	自 2007年 4 月17日 至 2007年 5 月15日	1,321,181,993 (0)	2,458,170,632 (0)	272,594,384,050 (0)
第58期	自 2007年 5 月16日 至 2007年 6 月15日	2,351,571,357 (0)	2,448,349,700 (0)	272,497,605,707 (0)
第59期	自 2007年 6 月16日 至 2007年 7 月17日	1,226,709,996 (0)	2,523,959,050 (0)	271,200,356,653 (0)
第60期	自 2007年 7 月18日 至 2007年 8 月15日	1,131,288,753 (0)	3,016,573,872 (0)	269,315,071,534 (0)
第61期	自 2007年 8 月16日 至 2007年 9 月18日	1,801,602,261 (0)	1,762,253,069 (0)	269,354,420,726 (0)
第62期	自 2007年 9 月19日 至 2007年10月15日	1,222,852,064 (0)	1,301,697,816 (0)	269,275,574,974 (0)
第63期	自 2007年10月16日 至 2007年11月15日	1,401,504,523 (0)	1,678,706,896 (0)	268,998,372,601 (0)
第64期	自 2007年11月16日 至 2007年12月17日	1,643,315,677 (0)	3,729,255,801 (0)	266,912,432,477 (0)
第65期	自 2007年12月18日 至 2008年 1 月15日	1,199,360,124 (0)	922,487,149 (0)	267,189,305,452 (0)

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第66期	自 2008年 1 月16日 至 2008年 2 月15日	1,360,378,350 (0)	2,355,280,337 (0)	266,194,403,465 (0)
第67期	自 2008年 2 月16日 至 2008年 3 月17日	1,334,504,291 (0)	1,973,064,652 (0)	265,555,843,104 (0)
第68期	自 2008年 3 月18日 至 2008年 4 月15日	1,676,026,064 (0)	1,690,282,735 (0)	265,541,586,433 (0)
第69期	自 2008年 4 月16日 至 2008年 5 月15日	1,558,037,714 (0)	1,349,353,094 (0)	265,750,271,053 (0)
第70期	自 2008年 5 月16日 至 2008年 6 月16日	2,329,596,902 (0)	1,357,195,908 (0)	266,722,672,047 (0)
第71期	自 2008年 6 月17日 至 2008年 7 月15日	1,437,870,469 (0)	1,401,105,696 (0)	266,759,436,820 (0)
第72期	自 2008年 7 月16日 至 2008年 8 月15日	1,007,526,349 (0)	1,941,115,494 (0)	265,825,847,675 (0)
第73期	自 2008年 8 月16日 至 2008年 9 月16日	1,096,373,443 (0)	1,620,326,622 (0)	265,301,894,496 (0)
第74期	自 2008年 9 月17日 至 2008年10月15日	851,894,856 (0)	6,028,933,398 (0)	260,124,855,954 (0)
第75期	自 2008年10月16日 至 2008年11月17日	858,771,895 (0)	2,407,390,404 (0)	258,576,237,445 (0)
第76期	自 2008年11月18日 至 2008年12月15日	551,928,001 (0)	1,768,442,286 (0)	257,359,723,160 (0)

（注１）（ ）内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

（注２）設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額：金 4 億9,000万円

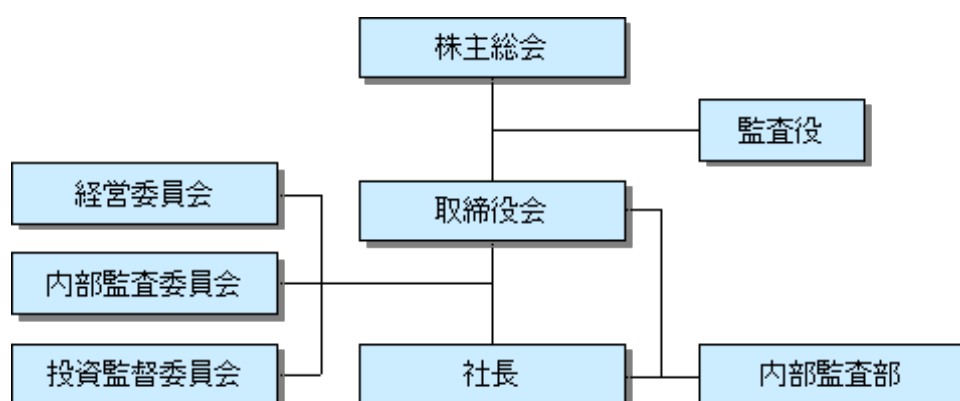
発行する株式の総数：8,000株

発行済株式の総数：6,400株

最近5年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する権限を保持し、執行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関として内部監査委員会をおきます。内部監査委員会は、取締役会に直属し、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。投資監督委員会は、運用管理に関する重要事項およびこれらについての基本方針の策定ならびに運用に関する評価を行います。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほか、運用投資戦略部、マルチプロダクト・ファンド室およびオルタナティブ投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネージメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネージメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社の運用するファンド

2009年1月30日現在、委託会社が運用するファンドの種類別本数は以下のとおりです（マザーファンドを除き計101本）。純資産総額の合計は、マザーファンドを除き1,378,789,233,333円です

（2009年1月30日現在）

ファンドの基本的性格	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託 / 国内株式型	29	317,151,272,192
追加型株式投資信託 / バランス型	32	536,044,839,376
追加型株式投資信託 / 国際株式型	14	155,976,799,883
追加型株式投資信託 / 派生商品型	8	24,762,120,143
追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ	18	344,854,201,739
親投資信託	31	1,038,300,350,214

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

ただし第12期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第12期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、及び金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		第12期 （平成19年 3 月31日現在）			第13期 （平成20年 3 月31日現在）		
資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			9,177,528			20,633,688	
支払委託金			-			26	
収益分配金		-			26		
前払費用			61,622			61,332	
未収入金	* 2		126,314			-	
未収委託者報酬			2,081,011			1,954,533	
未収運用受託報酬			-			1,158,119	
未収収益	* 2		728,713			302,947	
未収消費税等			21,969			-	
立替金	* 2		107,113			238,533	
預け金			-			823,248	
繰延税金資産			391,131			704,568	
流動資産計			12,695,404	70.7		25,876,998	84.4
固定資産							
無形固定資産			209,495			250,829	
ソフトウェア	* 1	208,801			250,134		
その他の無形固定資産		694			694		
投資その他の資産			5,051,808			4,533,977	
投資有価証券		3,671,508			2,597,580		
長期差入保証金		26,000			25,000		
繰延税金資産		1,277,324			1,835,253		
その他の投資等		76,975			76,144		
固定資産計			5,261,304	29.3		4,784,806	15.6
資産合計			17,956,709	100.0		30,661,805	100.0

有価証券報告書（内国投）

期別		第12期 （平成19年3月31日現在）			第13期 （平成20年3月31日現在）		
負債の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			3,097			4,267	
未払金			772,565			750,440	
未払収益分配金		77			47		
未払償還金		3,169			72		
未払手数料		769,319			749,178		
その他未払金		-			1,141		
未払費用	* 2		2,523,934			4,190,487	
役員賞与引当金			45,955			27,830	
未払法人税等			40,260			1,756,244	
未払消費税等			-			85,903	
流動負債計			3,385,813	18.9		6,815,172	22.2
固定負債							
長期未払費用	* 2		2,907,290			3,872,907	
長期借入金	* 2		-			5,000,000	
役員退職慰労引当金			727,712			900,990	
その他固定負債			650			650	
固定負債計			3,635,652	20.2		9,774,548	31.9
負債合計			7,021,466	39.1		16,589,721	54.1

期別		第12期 （平成19年3月31日現在）			第13期 （平成20年3月31日現在）		
純資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			10,054,838			13,246,898	
その他利益剰余金		10,054,838			13,246,898		
繰越利益剰余金		10,054,838			13,246,898		
株主資本合計			10,934,838	60.9		14,126,898	46.1
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		403			54,814		
評価・換算差額等合計			403	0.0		54,814	0.2
純資産合計			10,935,242	60.9		14,072,083	45.9
負債・純資産合計			17,956,709	100.0		30,661,805	100.0

（２）【損益計算書】

期別			第12期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日			第13期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日		
科目		注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業損益の部	営業収益	千円	千円	%	千円	千円	%
		委託者報酬		21,252,062			19,434,127	
		運用受託報酬	* 4	-			5,956,464	
		その他営業収益	* 4	6,172,505			1,738,458	
		営業収益計		27,424,567	100.0		27,129,050	100.0
		営業費用						
		支払手数料		8,795,591			8,188,620	
		広告宣伝費		259,536			385,347	
		受益証券発行費		1,275			-	
		調査費		3,126,022			1,697,104	
		調査費		305			124	
		委託調査費	* 4	3,125,717			1,696,980	
		委託計算費		310,860			318,677	
		営業雑経費		727,927			805,905	
		通信費		261,981			299,260	
		印刷費		439,428			475,240	
		協会費		26,517			31,404	
		営業費用計		13,221,214	48.2		11,395,655	42.0
		一般管理費						
		給料		4,038,962			6,869,229	
		役員報酬	* 1	415,118			435,616	
		給料・手当		1,851,344			2,763,612	
		賞与		1,417,213			1,916,804	
		株式従業員報酬	* 2,4	275,835			527,516	
		その他の報酬		79,451			1,225,680	
		交際費		49,878			55,152	
		寄付金		8,026			4,959	
		旅費交通費		215,397			287,861	
		租税公課		90,388			88,876	
		不動産賃借料		482,740			474,054	
		退職給付費用		850,611			1,370,867	
		役員退職慰労引当金繰入額		357,210			226,617	
		役員賞与引当金繰入額		110,209			53,415	
		固定資産減価償却費		36,330			48,314	
		事務委託費		1,171,755			474,596	
		諸経費		667,057			795,655	
		一般管理費計		8,078,566	29.5		10,749,601	39.6
		営業利益		6,124,787	22.3		4,983,793	18.4

有価証券報告書（内国投）

期別			第12期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日			第13期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日			
科目			注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常 損益の部	営業外 損益の部	営業外収益							
		有価証券分配金			68,166			78,024	
		為替差益			12,433			-	
		受取利息			139			43,754	
		有価証券売却益			-			21	
		株式従業員報酬	* 2,4		-			464,384	
		雑益			-			648	
		営業外収益計			80,739	0.3		586,832	2.2
		営業外費用							
		支払利息	* 4		-			18,533	
		為替差損			-			119,113	
		株式従業員報酬	* 2,4		544,200			-	
営業外費用計				544,200	2.0		137,646	0.5	
経常利益					5,661,325	20.6		5,432,980	20.0

月間証券報告書（P3）改訂版

期別		第12期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日			第13期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日			
科目		注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
特別 損益 の部	特別利益							
	特別利益計			-	0.0		-	0.0
	特別損失							
	特別損失計			-	0.0		-	0.0
税引前当期純利益				5,661,325	20.6		5,432,980	20.0
法人税等		＊ 3		2,628,006	9.6		-	
法人税、住民税及び事業税				-			3,074,404	11.3
法人税等調整額				105,535	0.4		833,483	3.1
当期純利益				2,927,783	10.7		3,192,059	11.8

（３）【株主資本等変動計算書】

第12期
（自平成18年４月１日 至平成19年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
平成18年 3月31日残高	490,000	390,000	390,000	10,621,455	10,621,455	11,501,455	-	-	11,501,455
事業年度中の変動額									
剰余金の配当（注）				3,494,400	3,494,400	3,494,400			3,494,400
当期純利益				2,927,783	2,927,783	2,927,783			2,927,783
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						-	403	403	403
事業年度中の変動額合計	-	-	-	566,617	566,617	566,617	403	403	566,214
平成19年 3月31日残高	490,000	390,000	390,000	10,054,838	10,054,838	10,934,838	403	403	10,935,242

（注）平成18年６月の定時株主総会における利益処分項目であります。

第13期
（自平成19年４月１日 至平成20年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
平成19年 3 月31日残高	490,000	390,000	390,000	10,054,838	10,054,838	10,934,838	403	403	10,935,242
事業年度中の変動額									
当期純利益				3,192,059	3,192,059	3,192,059			3,192,059
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）						-	55,217	55,217	55,217
事業年度中の変動額合計	-	-	-	3,192,059	3,192,059	3,192,059	55,217	55,217	3,136,841
平成20年 3 月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,246,898	13,246,898	14,126,898	54,814	54,814	14,072,083

重要な会計方針

区分	第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得 原価（移動平均法による原価法）ないし 償却原価との評価差額については全部純 資産直入する方法によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっており ます。	その他有価証券 同左
2. 固定資産の減価償却の方 法	無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについて は、社内における利用可能期間（5年） に基づく定額法により償却しておりま す。	無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に 充てるため、支給見込額に基づき当事 業年度に見合う分を計上しておりま す。 (追加情報) 当事業年度より、当社役員に対し職務 執行の対価として役員賞与を支給して おります。それに伴い「役員賞与に関 する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4 号）を適用しております。尚、役員賞与 に係る以下の科目を計上しておりま す。 役員賞与引当金 45,955千円 役員賞与引当金繰入額 110,209千円 (2) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社 内規に基づく期末要支給見積額を計上 しております。	(1) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に 充てるため、支給見込額に基づき当事 業年度に見合う分を計上しておりま す。 (2) 役員退職慰労引当金 同左 (3) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権について は個別に回収可能性を勘案し、回収不 能見込額を計上しております。

区分	第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されておりま す、ザ・ゴールドマン・サックス・グ ループ・インク株式に係る報酬につい ては、企業会計基準第8号「ストック ・オプション等に関する会計基準」及 び企業会計基準適用指針第11号「ス tock・オプション等に関する会計基 準の適用指針」に準じて、権利付与日 公正価値及び付与された株数に基づき 計算される費用を権利確定計算期間に わたり人件費（営業費用及び一般管理 費）として処理しております。また、ザ ・ゴールドマン・サックス・グループ ・インクおよびゴールドマン・サック ス・ジャパン・ホールディングス有限 会社との契約に基づき当社が負担す る、権利付与日以降の株価の変動によ り発生する損益については営業外損益 として処理しております。 (2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、 税抜方式によっております。	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 同左 (2) 消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

区分	第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等	当事業年度から貸借対照表の純資産の部の表示は「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）（共に会社法施行日である平成18年5月1日以後終了する事業年度より適用開始）に基づいております。従来の資本の部の合計に相当する金額は10,935,242千円であり、この変更による損益に与える影響はありません。	-----
貸借対照表の未収入金に関する表示方法の変更	-----	関係会社からの収益の振替に伴う未収勘定は、前期まで「未収入金」として表示しておりましたが、当期より「未収収益」として表示しております。
貸借対照表の未収収益に関する表示方法の変更	-----	運用受託報酬の未収勘定は、前期まで「未収収益」として表示しておりましたが、当期より「未収運用受託報酬」として表示しております。
損益計算書の営業収益に関する表示方法の変更	-----	運用受託報酬は、前期まで「その他営業収益」に含めて表示しておりましたが、当期より「運用受託報酬」として区分掲記しております。
損益計算書の事務委託費に関する表示方法の変更	-----	国内関係会社との兼務従業員の人件費等は、前期まで「事務委託費」に含めて表示しておりましたが、当期より「その他の報酬」として表示しております。
損益計算書の委託調査費に関する表示方法の変更	-----	関係会社から振り替えられる収益の一部は、前期まで「委託調査費」として純額で表示しておりましたが、当期より「運用受託報酬」として総額で表示しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第12期 （平成19年3月31日現在）	第13期 （平成20年3月31日現在）
* 1 無形固定資産の減価償却累計額	* 1 -----
ソフトウェア 96,881千円	
* 2 関係会社項目	* 2 関係会社項目
関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。	同左
流動資産	流動資産
未収入金 126,314千円	未収収益 384,791千円
流動負債	立替金 55,413千円
未払費用 197,250千円	流動負債
固定負債	未払費用 123,493千円
長期未払費用 901,792千円	固定負債
	長期借入金 5,000,000千円
	長期未払費用 426,847千円

（損益計算書関係）

第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
* 1 役員報酬の範囲額 取締役年額 1,000,000千円以内 監査役年額 35,000千円以内 * 2 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますが・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。 * 3 法人税等には法人税、住民税及び事業税が含まれております。 * 4 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 営業収益 その他営業収益 2,573,043千円 営業費用 委託調査費 3,125,717千円 営業外費用 株式従業員報酬 470,132千円	* 1 ----- * 2 株式従業員報酬 同左 * 3 ----- * 4 関係会社項目 同左 営業収益 運用受託報酬 1,235,724千円 その他営業収益 1,738,458千円 営業費用 委託調査費 1,666,202千円 株式従業員報酬 114,904千円 営業外収益 株式従業員報酬 270,489千円 営業外費用 支払利息 18,533千円

（株主資本等変動計算書関係）

第12期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

2 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,494,400	546,000	平成18年3月31日	平成18年6月27日

第13期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

（リース取引関係）

第12期 （自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日）	第13期 （自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

（有価証券関係）

第12期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)					第13期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)				
1 . その他有価証券で時価のあるもの					1 . その他有価証券で時価のあるもの				
区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)	区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託 受益証券	1,701,000	1,701,680	680	貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	投資信託 受益証券	2,690,000	2,597,580	92,420
2 . 時価評価されていないその他有価証券									
	貸借対照表計上額 (千円)								
外貨建MM F	1,969,828								

（デリバティブ取引関係）

第12期 （自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日）	第13期 （自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第12期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第13期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
1 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用しておりません。 2 退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付費用負担金相当額を、退職給付費用として計上しております。	1 採用している退職給付制度の概要 同左 2 退職給付費用に関する事項 同左

（税効果会計関係）

第12期 （自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日）	第13期 （自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）																																								
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>未払費用（株式従業員報酬）</td><td>101,010 千円</td></tr> <tr> <td>未払費用（駐在員税額補助）</td><td>56,916</td></tr> <tr> <td>未払費用（賞与）</td><td>194,873</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>38,332</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>391,131</td></tr> <tr> <td>長期未払費用（株式従業員報酬）</td><td>357,952</td></tr> <tr> <td>長期未払費用（退職給付）</td><td>587,965</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td><td>296,132</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>35,275</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>1,277,324</td></tr> <tr> <td></td><td>1,668,455 千円</td></tr> </table>	未払費用（株式従業員報酬）	101,010 千円	未払費用（駐在員税額補助）	56,916	未払費用（賞与）	194,873	その他	38,332	小計	391,131	長期未払費用（株式従業員報酬）	357,952	長期未払費用（退職給付）	587,965	役員退職慰労引当金	296,132	その他	35,275	小計	1,277,324		1,668,455 千円	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>未払費用</td><td>505,417 千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>121,258</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>77,892</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>704,568</td></tr> <tr> <td>長期未払費用</td><td>1,459,399</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td><td>289,736</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>86,117</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>1,835,253</td></tr> <tr> <td></td><td>2,539,821 千円</td></tr> </table>	未払費用	505,417 千円	未払事業税	121,258	その他	77,892	小計	704,568	長期未払費用	1,459,399	役員退職慰労引当金	289,736	その他	86,117	小計	1,835,253		2,539,821 千円
未払費用（株式従業員報酬）	101,010 千円																																								
未払費用（駐在員税額補助）	56,916																																								
未払費用（賞与）	194,873																																								
その他	38,332																																								
小計	391,131																																								
長期未払費用（株式従業員報酬）	357,952																																								
長期未払費用（退職給付）	587,965																																								
役員退職慰労引当金	296,132																																								
その他	35,275																																								
小計	1,277,324																																								
	1,668,455 千円																																								
未払費用	505,417 千円																																								
未払事業税	121,258																																								
その他	77,892																																								
小計	704,568																																								
長期未払費用	1,459,399																																								
役員退職慰労引当金	289,736																																								
その他	86,117																																								
小計	1,835,253																																								
	2,539,821 千円																																								
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>40.69 %</td></tr> <tr> <td>（調整）</td><td></td></tr> <tr> <td>役員賞与等永久に損金に算入されない項目</td><td>7.82</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.24</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>48.28 %</td></tr> </table>	法定実効税率	40.69 %	（調整）		役員賞与等永久に損金に算入されない項目	7.82	その他	0.24	税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.28 %	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。																														
法定実効税率	40.69 %																																								
（調整）																																									
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	7.82																																								
その他	0.24																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.28 %																																								
3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。	3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。 4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 平成20年 4 月30日に「地方法人特別税等に関する暫定措置法」が公布され、事業税の所得割の標準税率が下げられました。この変更による翌事業年度における財務諸表に与える影響は軽微であります。																																								

（関連当事者との取引）

第12期 （自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日）											
親会社及び法人主要株主等											
属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク市	9,396 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	-	株式従業員報酬の配賦	株式従業員報酬の配賦等（注1）	470,132	未払費用 長期未払費用	197,250 901,792
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク市	97 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	-	投資助言	その他営業収益（注2） 委託調査費の支払（注2）	2,573,043 3,125,717	未収入金	126,314

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

（注2）その他の営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社（注1）	東京都港区	83,616 百万円	証券業	-	-	事務委託	支払手数料 事務委託費の支払（注2）	648,250 757,456	立替金 未払手数料 未払費用	4,465 73,478 118,504
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司	東京都港区	100,000 千円	ゴールドマン・サックス・グループ人事・総務・施設管理業務受託	-	-	従業員出向受入	出向者に関する人件費等の負担金（注3）	6,176,932	未払費用 長期未払費用	1,469,835 1,972,653

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）ゴールドマン・サックス証券株式会社は平成18年10月1日付けでゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド東京支店の事業全部の譲渡を受けました。したがって取引金額は譲渡前のゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド東京支店との取引金額を含んでおります。

（注2）事務委託費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

（注3）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司（以下G S J H）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はG S J Hより行われております。

但し、これらの費用はG S J Hより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはG S J Hに対する債務として処理しております。

第13期
（自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日）

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク市	12,408 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	-	株式従業員報酬の配賦 資金の援助	営業費用及び一般管理費（注1）	114,904	未払費用	123,493
								株式従業員報酬（注1）	270,489	長期借入金	5,000,000
								資金の借入（注2）	5,000,000	長期未払費用	426,847
								利息の支払（注2）	18,533		
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク市	270 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	-	投資助言	運用受託報酬（注3）	1,235,724	未収収益	384,791
								その他営業収益（注3）	1,738,458		
								委託調査費の支払（注3）	1,666,202		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

（注2）親会社からの資金の借入れについては、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間2年としております。

なお担保は差し入れておりません。

（注3）運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第13期
（自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス 証券株式 会社	東京都 港区	83,616 百万円	金融商品取 引業	-	-	業務委 託	支払手数料	496,038	未払手 数料	47,322
								兼務従業員の 人件費等の支 払（注1）	1,121,058	未払費 用	112,477
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・ジャパ ン・ホー ルディン グス有限 会社	東京都 港区	100,000 千円	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事・総 務・施設管 理業務受託	-	-	従業員 出向受 入等	出向者に関す る人件費等の 負担金（注2）		未払費 用	2,991,784
								営業費用及 び一般管理 費	7,250,898	長期未 払費用	3,342,911
								株式従業員 報酬	170,066		
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・アンド ・カンパ ニー	アメリ カ合衆国 ニューヨ ーク市	6,247 百万ドル	証券業	-	-	現金の 預託	受取利息	23	預け金	823,248
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・グロー バル・サ ービス・ リミテ ッド	ケイマ ン諸島	25 百万ドル	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事業務 受託	-	-	従業員 出向受 入	出向者に関す る人件費等の 負担金（注2）		未払費 用	375,438
								営業費用及 び一般管理 費	548,135		
								株式従業員 報酬	20,069		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

（注2）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司（以下G S J H）または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービス・リミテッド（以下G S 2 L）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はG S J H、G S 2 Lより行われております。

但し、これらの費用はG S J H、G S 2 Lより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはG S J H、G S 2 Lに対する債務として処理しております。

（１株当たり情報）

第12期 （自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日）		第13期 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）	
１株当たり純資産額	1,708,631円61銭	１株当たり純資産額	2,198,763円08銭
１株当たり当期純利益金額	457,466円23銭	１株当たり当期純利益金額	498,759円23銭
損益計算書上の当期純利益	2,927,783千円	損益計算書上の当期純利益	3,192,059千円
１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	2,927,783千円	１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	3,192,059千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載していません。		同左	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

１．中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	第14期中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
		金額	構成比
(資産の部)		千円	%
流動資産			
現金・預金		22,515,231	
支払委託金		26	
前払費用		64,532	
未収委託者報酬		1,710,743	
未収運用受託報酬		1,251,964	
未収収益		2,335	
立替金		182,608	
預け金		42	
繰延税金資産		618,054	
流動資産計		26,345,538	88.1
固定資産			
無形固定資産		227,206	
投資その他の資産			
投資有価証券		1,573,202	
繰延税金資産		1,730,208	
その他		34,959	
投資その他の資産計		3,338,369	
固定資産計		3,565,575	11.9
資産合計		29,911,114	100.0

区分	注記 番号	第14期中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
		金額	構成比
(負債の部)		千円	%
流動負債			
預り金		8,377	
未払金		673,882	
未払費用		3,999,500	
役員賞与引当金		28,777	
未払法人税等		727,750	
その他	* 1	8,494	
流動負債計		5,446,783	18.2
固定負債			
長期未払費用		3,171,290	
長期借入金		5,000,000	
役員退職慰労引当金		987,931	
その他固定負債		650	
固定負債計		9,159,872	30.6
負債合計		14,606,656	48.8
(純資産の部)			
株主資本			
資本金		490,000	1.6
資本剰余金			
資本準備金		390,000	
資本剰余金合計		390,000	1.3
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		14,676,421	
利益剰余金合計		14,676,421	49.1
株主資本合計		15,556,421	52.0
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		251,963	- 0.8
評価・換算差額等合計		251,963	- 0.8
純資産合計		15,304,458	51.2
負債・純資産合計		29,911,114	100.0

(2)中間損益計算書

区分	注記 番号	第14期中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	
		金額	百分比
営業収益		千円	%
委託者報酬		7,838,989	
運用受託報酬		2,627,909	
その他営業収益		670,345	
営業収益計		11,137,244	100.0
営業費用及び一般管理費	* 1	8,900,268	79.9
営業利益		2,236,976	20.1
営業外収益	* 2	335,207	3.0
営業外費用	* 3	105,310	0.9
経常利益		2,466,873	22.1
特別損益		-	0.0
税引前中間純利益		2,466,873	22.1
法人税、住民税及び事業税		710,534	6.4
法人税等調整額		326,815	2.9
中間純利益		1,429,523	12.8

(3) 中間株主資本等変動計算書

第14期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
		資本準備金	その他利益剰 余金				
			繰越利益剰余 金				
平成20年 3 月31日残高 （千円）	490,000	390,000	13,246,898	14,126,898	54,814	54,814	14,072,083
中間会計期間中の変動額							
中間純利益			1,429,523	1,429,523			1,429,523
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動 額（純額）					197,149	197,149	197,149
中間会計期間中の変動額 合計（千円）	-	-	1,429,523	1,429,523	197,149	197,149	1,232,374
平成20年 9 月30日残高 （千円）	490,000	390,000	14,676,421	15,556,421	251,963	251,963	15,304,458

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第14期中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
3. 引当金の計上基準	役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。
	役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づく当中間会計期間末要支給見積額を計上しております。
	貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	株式報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（営業費用及び一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよびゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社との契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。
	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

項目	第14期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
中間貸借対照表関係	運用受託報酬の未収勘定は、前中間期まで「未収収益」として表示しておりましたが、当中間期より「未収運用受託報酬」として表示しております。
中間損益計算書関係	運用受託報酬は、前中間期まで「その他営業収益」に含めて表示しておりましたが、当中間期より「運用受託報酬」として区分掲記しております。

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

項目	第14期中間会計期間末 (平成20年9月30日)
* 1 消費税等の取扱い	控除対象の仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「その他」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

項目	第14期中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)
* 1 減価償却実施額	無形固定資産 23,622千円
* 2 営業外収益のうち主要なもの	株式従業員報酬 301,765千円
* 3 営業外費用のうち主要なもの	有価証券売却損 54,949千円
	為替差損 30,915千円
	支払利息 19,444千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第14期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数 （株）	当中間会計期間増加 株式数（株）	当中間会計期間減少 株式数（株）	当中間会計期間末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式	6,400	-	-	6,400
合計	6,400	-	-	6,400

（リース取引関係）

第14期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。

（有価証券関係）

第14期中間会計期間末（平成20年9月30日）
その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（千円）	中間貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
投資信託受益証券	1,998,026	1,573,202	424,824

（デリバティブ取引関係）

第14期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第14期中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	
1 株当たり純資産額	2,391,321.59円
1 株当たり中間純利益金額	223,363.07円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載して おりません。	
(1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎)	
中間損益計算書上の中間純利益	1,429,523千円
1 株当たり中間純利益金額の算定に用いられた普通株式に係る中間純利益	1,429,523千円
差 額	-
期中平均株式数	
普通株式	6,400株

(重要な後発事象)

第14期中間会計期間（自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 9 月30日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 投資顧問会社

(2007年11月末現在)

名称	資本の額	事業の内容
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）	268.2百万米ドル （29,542百万円、 1米ドル＝110.15円）	GSAMニューヨークは、米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（GSAMロンドン）	1,695千米ドル （187百万円、 1米ドル＝110.15円）	GSAMロンドンは、主として英国において業務を行うザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの関連企業です。GSAMロンドンおよびその投資顧問関連企業は、現在、投資信託、公的年金・企業年金、各種公益基金、銀行、保険会社、事業法人および個人投資家を含む広範囲の顧客にサービスを提供しています。

(2) 受託銀行

(2008年3月末現在)

名称	資本の額	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,231百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(3) 販売会社

(2008年3月末日現在)

名称	資本の額	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,231百万円	信託業および銀行業を中心としたサービスを提供しています。
株式会社三菱東京UFJ銀行	996,973百万円	銀行業を中心としたサービスを提供しています。
株式会社北海道銀行	93,524百万円	
株式会社武蔵野銀行	45,743百万円	
株式会社大垣共立銀行	27,971百万円	
株式会社十八銀行	24,404百万円	
イーバンク銀行株式会社	38,414百万円	
株式会社ジャパンネット銀行	37,250百万円	
株式会社SBI証券	47,937百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。
静銀ティーエム証券株式会社	3,000百万円	
ジョインベスト証券株式会社	21,400百万円	
日興コーディアル証券株式会社	100,000百万円	
野村證券株式会社	10,000百万円	
マネックス証券株式会社	7,425百万円	
楽天証券株式会社	7,400百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	

2【関係業務の概要】

(1) 投資顧問会社

G S A MニューヨークおよびG S A Mロンドンとは本ファンドの投資顧問会社であり、本ファンドに関し、委託会社より債券および通貨（デリバティブ取引等を含みます。）の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断・発注等を行っています。

(2) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(3) 販売会社

本ファンドの販売会社として受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行っています。

3【資本関係】

(1) 投資顧問会社

G S A Mニューヨーク、G S A Mロンドンおよび委託会社はいずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。G S A Mニューヨークは、委託会社の発行済株式総数の99%を所有する親会社です。

(2) 受託銀行

該当事項はありません。

(3) 販売会社

ゴールドマン・サックス証券株式会社および委託会社は、いずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。その他は該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出した書類は以下のとおりです。

2008年7月30日	臨時報告書
2008年9月12日	有価証券報告書
2008年9月12日	有価証券届出書
2008年10月30日	臨時報告書
2008年12月12日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成20年 7 月23日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

代表社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンドの平成19年12月18日から平成20年6月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンドの平成20年6月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年 6月25日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年 1 月21日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンドの平成20年6月17日から平成20年12月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンドの平成20年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注２）財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月24日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月3日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。